

医京

No.2186

令和2年12月1日

報都

12.1

毎月2回（1日・15日）発行 購読料・年6,000円

2020
December

KYOTO

新型コロナウイルス感染症対応下での
医業経営状況等アンケート調査

目 次

- 2 創立 73 周年を迎えるにあたり
 - 4 新型コロナウイルス感染症対応下での医業経営状況等
アンケート調査
 - 12 地区医師会との懇談会「与謝・北丹」
 - 15 秋の叙勲
 - 16 地区医師会との懇談会「福知山」
 - 18 第 1 回 医療安全講演会を開催
 - 20 京都府医師会斡旋融資のお知らせ
 - 22 府医ドクターバンクのご案内
 - 24 京都医家芸術クラブ 活動報告
 - 26 地区だより
 - 28 医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ
 - 29 地区庶務担当理事連絡協議会
 - 32 おしらせ
 - ・日医かかりつけ医機能研修制度 修了申請について
 - ・子育て医師の会の開催について
 - ・第 33 回京都府眼科学学校医研修会
 - ・『償却資産^(※)』の申告は京都市へ
 - 39 会員消息
 - 40 理事会だより
-

付 録

■ 保険だより

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて
- 2 新型コロナウイルス抗原検出検査に係るQ&Aについて
- 3 麻薬新免許証の交付について
- 4 検査料の点数の取り扱いについて 11月1日から
- 5 オキシコンチン TR 錠5mg, 同10mg, 同20mg および同40mg の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更にもなう留意事項等について
- 8 チサゲンレクルユーセルの最適使用推進ガイドラインの一部改正について
- 8 年末・年始の投薬について
「厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬」も30日まで投与可能
- 8 被保険者証の無効通知について

■ 保険医療部通信

- 1 生活保護における医療要否意見書の記載について
- 3 基金からの審査情報の提供について

■ 地域医療部通信

- 1 京都府立医科大学附属病院からのお知らせ
「地域連携の集い」開催のご案内—地域全体が集結する医療のために—
- 3 京都府立医科大学附属病院からのお知らせ
第11回地域連携カンファレンス開催のご案内（当番診療科：脳神経外科）

■ 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター 認知症対策通信

- 1 かかりつけ医認知症対応力向上研修（事前収録型 Web 研修会）開催のご案内

■ 介護保険ニュース

- 1 主治医研修会の開催見送りと「主治医（かかりつけ医）意見書記載マニュアル」の送付について

創立 73 周年を迎えるにあたり

令和 2 年 11 月 3 日、府医は創立 73 周年を迎えます。

白寿 2 名、米寿 31 名、長寿 34 名の祝福を受けられる先生方、また、叙勲受章者 2 名、褒章受章者 1 名、大臣表彰受賞者 5 名、永年在任役員・代議員 1 名、永年勤続職員 1 名の表彰の栄に浴されました先生方におかれましては、誠にありがとうございます。

本来であれば、例年のように創立記念式典を開催し、ご祝意を申し上げるべきところではございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、誠に残念ながら、本年は開催を中止させていただくこととなりました。

会員の皆様にご感謝をお伝えする行事が実施できないことを非常に残念に思いますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

さて、本年 1 月以降、私たちがかつて経験したことのない新型コロナウイルス禍が深刻な影を社会全体に落としています。4 月 16 日には京都府を含め全国に緊急事態宣言が発令され、国民に対して外出自粛が呼びかけられました。府医でも、多くの委員会や研修会等の中止・延期を実施しました。また、感染拡大防止のため、Web 会議システムを急遽導入し、役員会をはじめ各種会議を Web 会議にて開催しております。会務運営を縮小するなど、会員の皆様には、ご不便、ご迷惑をおかけいたしましたことお詫び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、2 月 7 日に「新型コロナウイルス感染症対策チーム」を発足し、行政、地区医をはじめ関係機関と連携し、感染者の早期発見とそのための検査体制の整備、宿泊療養者の健康管理などを担当してまいりました。

新型コロナウイルス感染症は未だ収束は見通せませんが、この間も確実に進んでいる少子高齢社会に備えての社会保障をどう確保するかという大きな課題に直面していることは変わりません。9 月 16 日、菅政権が誕生しましたが、新政権には一層の緊張感を持って具体的に施策を進めていただくことを期待しつつ、必要に応じた政策提言も我々の責務と考えております。今後も繰り返し起こるであろう新興・再興感染症は国民の生命や社会生活の質に多大な影響を与えるものであり、平時における医療提供体制として地域医療構想を含めて再検討の必要性も明らかになりました。また、AI（人工知能）や ICT の活用による診断・治療技術の進歩は目覚ましく、医療を取り巻く環境は益々大きな変化の時代を迎えております。

医療分野に対する様々な課題も山積しておりますが、これからの 10 年、20 年をしっかりと進めるよう頑張りたいと思いますので、今後も益々のご指導・ご鞭撻・叱咤激励をお願い申し上げます。

令和 2 年 11 月 3 日

一般社団法人京都府医師会 会長 松井 道宣

～被表彰者一覧（敬称略）～

○白寿会員祝福

嶋 田 三千秋（左 京）
中 島 好 重（東 山）

○米寿会員祝福

赤 城 功（山 科）
朝 隈 六 郎（右 京）
筏 淳 二（下 東）
石 居 志 郎（東 山）
伊 原 信 夫（綴 喜）
大 槻 詩 朗（亀岡市）
大 野 正 彦（西 陣）
岡 本 人 二（京都北）
沖 啓 一（伏 見）
加賀美 潔（宇 久）
金 城 義 人（綴 喜）
鹿 野 實（舞 鶴）
串 田 眞一郎（乙 訓）
櫛 田 達 也（相 楽）
小 池 清 廉（西 京）
後 藤 欣 生（乙 訓）
坂 根 英 彌（舞 鶴）
澤 本 義 衛（下 東）
高 岡 水 束（西 京）
竹 田 一 郎（京都北）
友 吉 瑛 子（中 東）
永 山 洋 一（京都北）
仁 丹 良 弘（船 井）
橋 本 欣 也（左 京）
町 塚 昭（山 科）
松 田 健 助（伏 見）
真 鍋 石 子（左 京）
三 品 妙（左 京）
美 馬 正 彦（京都北）
森 崇 英（上 東）
安 井 陽 史（福知山）

○長寿会員祝福

浅 本 仁（伏 見）
浅 山 邦 夫（中 西）
荒 井 龍 也（西 陣）
泉 川 文 彦（伏 見）
入 江 裕（綴 喜）
植 田 英 嗣（宇 久）
上 田 義 博（乙 訓）
上 原 從 正（乙 訓）
大 橋 一 郎（左 京）
小 川 大 二（右 京）
荻 野 篤 彦（伏 見）
奥 沢 康 正（西 京）
長 村 俊 平（綴 喜）
小 野 紀 弘（船 井）
加 藤 正 明（山 科）
神 部 純 二（右 京）
木 村 繁 男（下 西）
久保田 肇（西 京）
雑 賀 シン子（京都北）
島 田 眞 久（亀岡市）
杉之下 公 子（伏 見）
高 橋 權 也（宇 久）
武 内 重 二（宇 久）
田 部 志 郎（左 京）
土 井 邦 紘（宇 久）
永 原 宏 道（西 陣）
中 村 仁 一（伏 見）
中 村 政 弥（上 東）
服 部 康 夫（山 科）
前 田 道 之（中 東）
水 本 靜 枝（山 科）
宮 田 祥 子（伏 見）
矢 野 郁 宇（西 京）
山 本 大 策（伏 見）

○叙勲受章者

<令和元年秋>

瑞宝双光章（保健衛生）
和 田 行 雄（綴 喜）

<令和2年春>

瑞宝中綬章
葛 谷 英 嗣（下 西）

○褒章受章者

<令和2年春>

藍綬褒章
城 守 国 斗（左 京）

○大臣表彰受賞者

厚生労働大臣表彰
（母子保健家族計画事業功労者）
大 島 正 義（右 京）

文部科学大臣表彰
（学校保健及び学校安全表彰）
七 岡 聖 魏（乙 訓）

厚生労働大臣表彰
（社会保険診療報酬支払基金関係功績者）
西 村 秀 夫（伏 見）

厚生労働大臣表彰
（公衆衛生事業功労者）
橋 本 京 三（乙 訓）

厚生労働大臣表彰
（社会保険診療報酬支払基金関係功績者）
山 内 知（西 京）

○永年在任役員・代議員

大 藪 博（西 京）

○永年勤続職員

萩 永 貴 之

新型コロナウイルス感染症対応下での 医業経営状況等アンケート調査

実施期間： 令和2年9月15日(火)～10月22日(木)

方 法： FAX, メールによる回答(無記名)

対 象： **1,606 医療機関**

〔 病 院 = 164 件 (全病院)
診 療 所 = 1,442 件 〔 ・ 郵送 (無作為抽出) 390 件
・ 会員 ML, FAX 情報 1,052 件 (登録医療機関) 〕 〕

回 答： **491 件 (回収率：30.6%)**

〔 病 院 = 111 件 (67.7%)
診 療 所 = 380 件 (26.4%) 〕

◇回答項目(基本情報)

- ①所属地区医師会名
- ②医療機関種別(一般病院, 精神科病院, 有床診療所, 無床診療所)
- ③感染症指定医療機関(第一種・第二種),
新型コロナウイルス感染症 PCR 検査実施医療機関の該当の有無
- ④主な診療科(診療所のみ, 1つだけ回答)

日医をはじめ, 多くの団体が実施した調査により, 今般の新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関の厳しい経営状況が浮き彫りになっているところですが, 府医では, 京都府内における実際の状況を把握し, 今後の必要な支援を求めていくための基礎資料とすべく, 9月から10月にかけて標記のアンケート調査を行いました。

今回のアンケートは, 府内の全164病院と無作為抽出した390診療所あてに調査票を郵送した後, より多くの医療機関の状況を把握すべく, 会員メーリングリストおよびFAX情報により登録医療機関あてに調査票を送信し, FAX, メール,

郵送等による無記名回答にて実施しました。

アンケートの集計結果を以下に報告します。多くの医療機関にご協力をいただき, 改めまして厚く御礼申し上げます。

◆4月から7月診療分について, 診療報酬(社保・国保・後期高齢者のレセプト点数)の昨年同時期との比較では, いずれの月も診療所において85%以上, 病院では70%以上が「減額した」と回答。特に5月は, 「減額した」との回答が診療所で94.1%, 病院で87.4%と極めて深刻な状況が伺えた。5月をピークに, 6月から7月

にかけて徐々に回復傾向が見られたが、依然として診療所で 85.5%, 病院で 73.0% (7 月) が「減額」の回答であった。

- ◆「減額した主な理由」では、診療所、病院とも「患者の受診控え」が最も多く、「減額した」と回答した医療機関の 90% 以上がその要因として挙げた。

その他の理由として、診療所では「長期処方の増加による再診の減少」、「医学管理料算定の減少」のほか、「各種処置・リハビリテーション等の制限・中断」等が挙げた。病院では、「新型コロナウイルス感染症患者入院のための空床確保」や、「救急の受入れ制限」、「外来診療の縮小」等が理由として挙げられた。

また、手洗い・手指消毒・マスク着用・ソーシャルディスタンス等の感染症対策の励行、休園・休校・通勤制限・外出控え等の影響により、感染症そのものが減少した、との意見も多く見られた。

- ◆「医療従事者への誹謗・中傷, 不当な扱い」では、特に病院において高率に見られ、医療機関・医療従事者への直接的なものだけにとどまらず、保育園の預かり拒否や配偶者の通勤制限等、家族にまでその影響が及んでいる実態が明らかになった。

◇基本情報

【医療機関種別】

病院			診療所			計
	一般 病院	精神科 病院		有床	無床	
111	101	10	380	14	366	491

【感染症指定医療機関等の該当の有無】

◎感染症指定医療機関（病院）

	一般 病院	精神科 病院
第 1 種	2	0
第 2 種	7	0

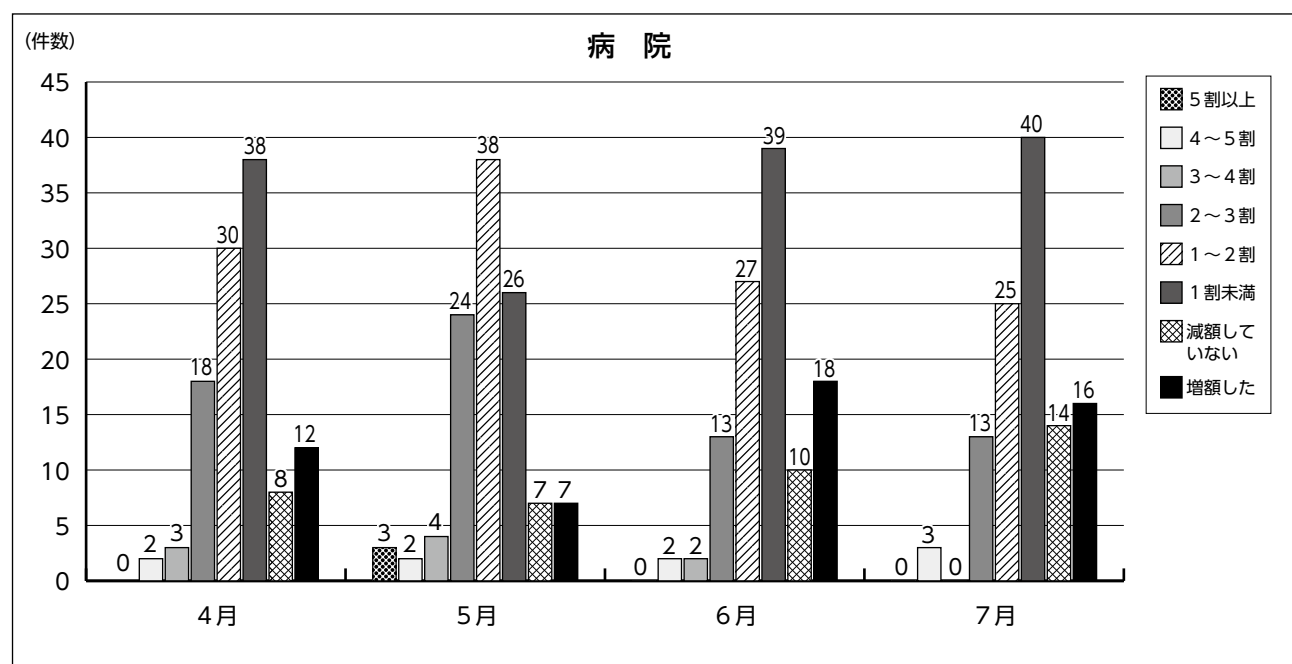
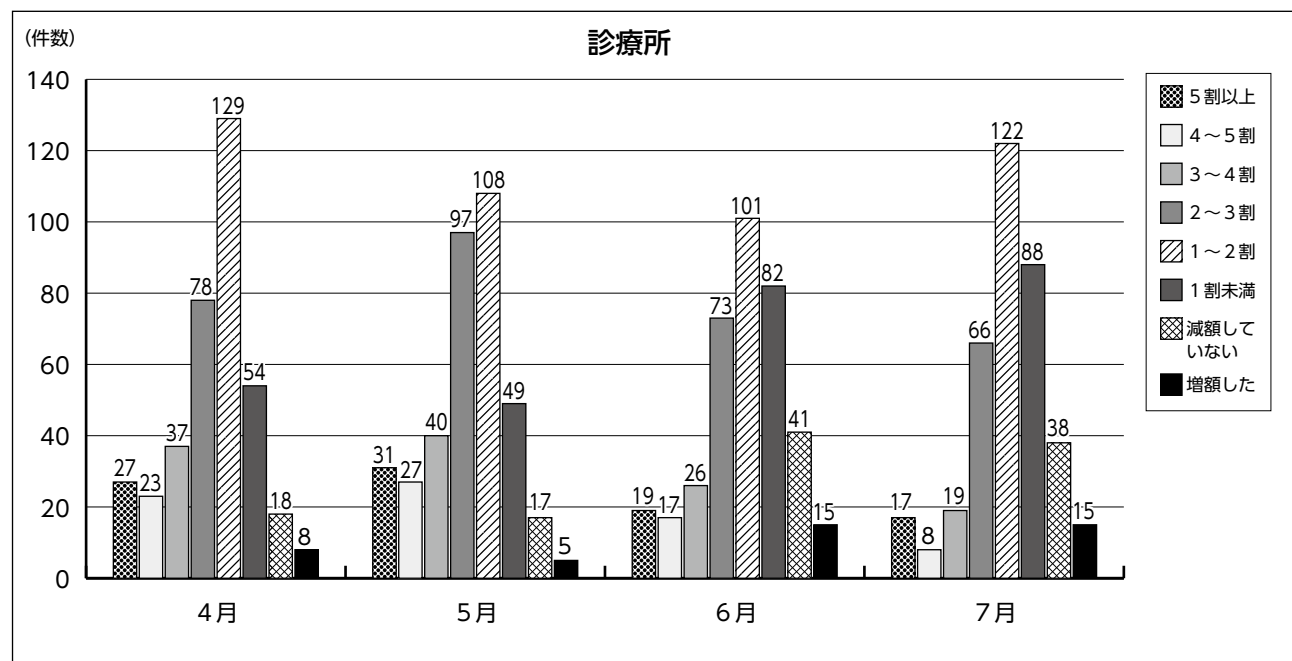
◎PCR 検査実施医療機関

病院			診療所			計
	一般 病院	精神科 病院		有床	無床	
41	40	1	60	3	57	101

【主な診療科（診療所）】

内 科	186
小 児 科	29
外 科	18
産科・産婦人科・婦人科	14
眼 科	19
耳鼻咽喉科	33
皮 膚 科	14
泌 尿 器 科	7
精 神 科	13
消 化 器 科	9
整 形 外 科	27
脳神経外科	0
循 環 器 科	1
そ の 他	10
	380

◆ 4月から7月診療分までの4ヵ月間、診療報酬（社保・国保・後期高齢者のレセプト点数）は、昨年の同時期と比べてどれくらい減額しましたか？



◆ 4月から7月診療分までの4ヵ月間、診療報酬が昨年の同時期と比べて減額したと回答した医療機関数

	4月	5月	6月	7月
診療所 (374 件)	348 (93.0%)	352 (94.1%)	318 (85.0%)	320 (85.6%)
病院 (111 件)	91 (82.0%)	97 (87.4%)	83 (74.8%)	81 (73.0%)
計 (485 件)	439 (90.5%)	449 (92.6%)	401 (82.7%)	401 (82.7%)

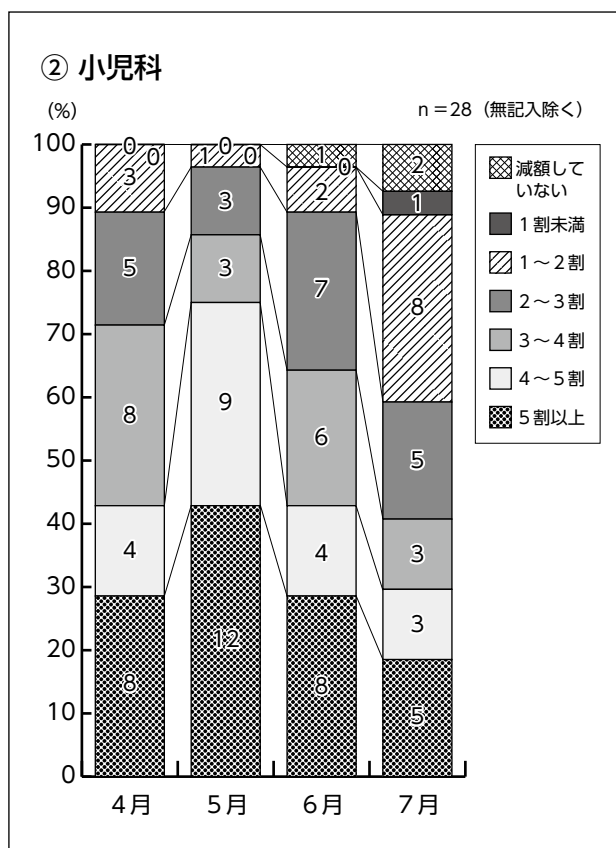
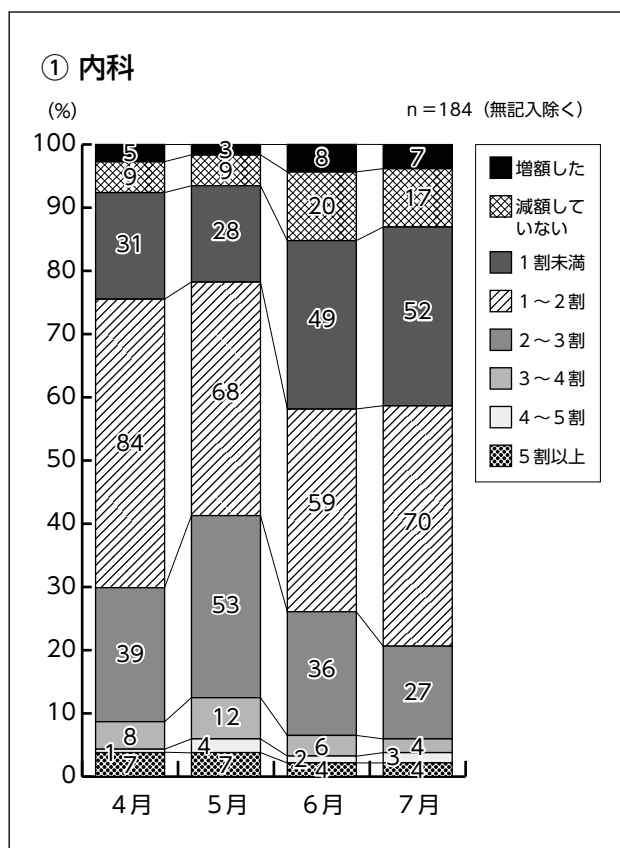
◆減額した主な理由

	病 院			診療所	有 床		計
	一般病院	精神科 病院				無床	
①患者側の受診控え	95	86	9	349	13	336	444
②医療機関側の患者の受け入れ制限	46	42	4	55	1	54	156
③感染対策のための病床数の縮小	20	19	1	0	0	0	20
④手術の延期	40	40	0	8	1	7	56
⑤高度医療の中断	3	3	0	0	0	0	3
⑥各種検査の中断	32	31	1	53	3	50	138
⑦その他	7	7	0	49	1	48	105

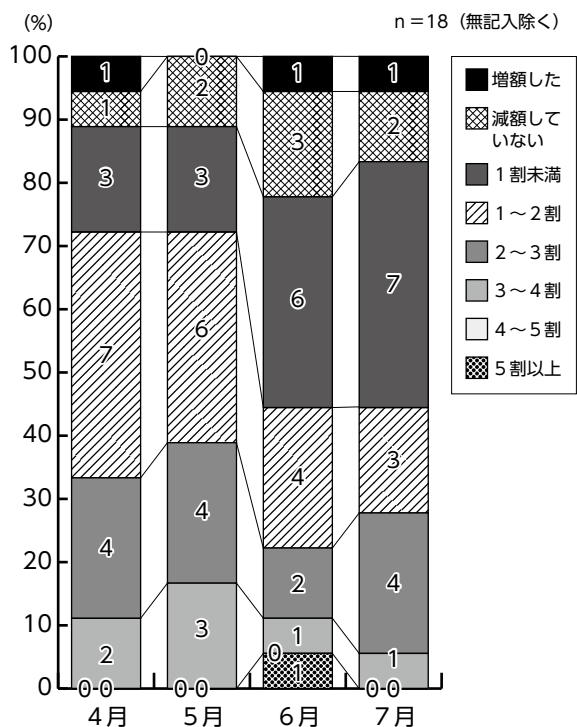
【⑦その他】

- ・長期処方による再診の減少（16件）
- ・電話受診の増加（3件）
- ・薬のみ処方による指導料算定の減少
- ・風邪など感染症、子どもの感染症の減少（10件）
（手洗い、マスク着用、ソーシャルディスタンス等の感染症対策の徹底による衛生環境強化、休園・休校・外出控え等による影響）
- ・消毒等に要する時間がかかるため、予約数を制限
- ・リハビリテーションの制限、中断
- ・処置（ネブライザー等）の中断
- ・分娩数の減少
- ・新型コロナウイルス感染者入院のための空床確保のため（他1件）
- ・救急の受け入れ制限
- ・外来診療の縮小
- ・診療報酬改定、薬価改定による影響

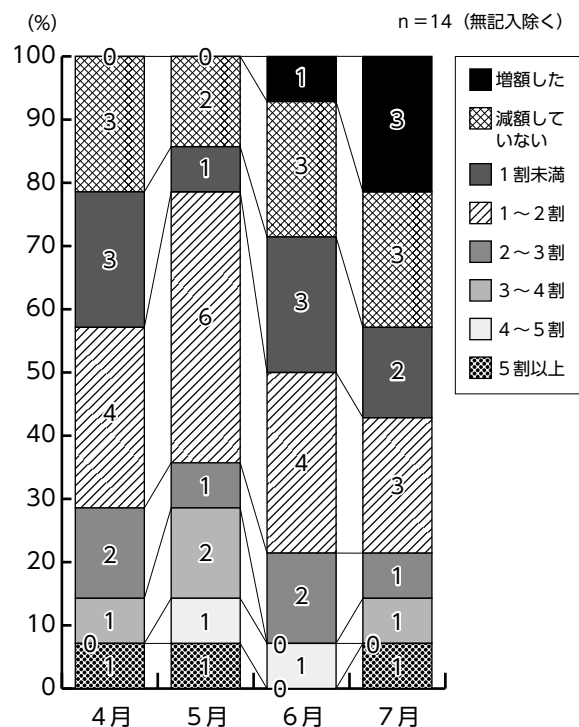
◆診療科別の状況



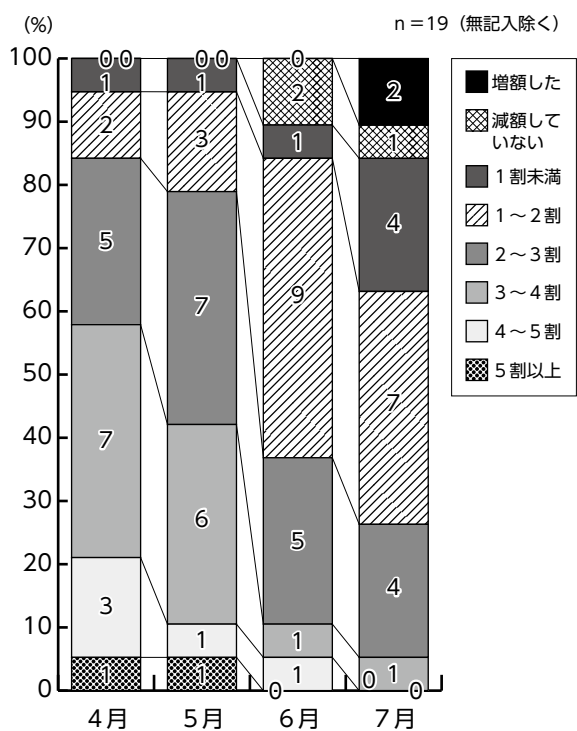
③ 外科



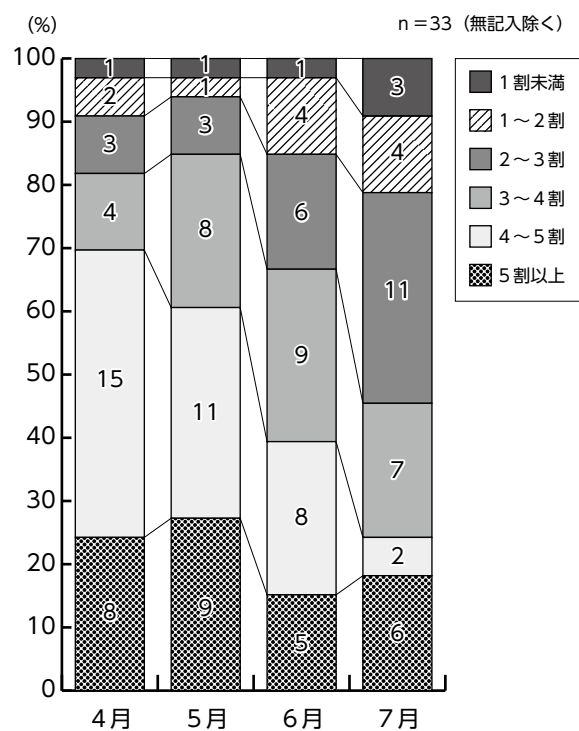
④ 産科・産婦人科・婦人科



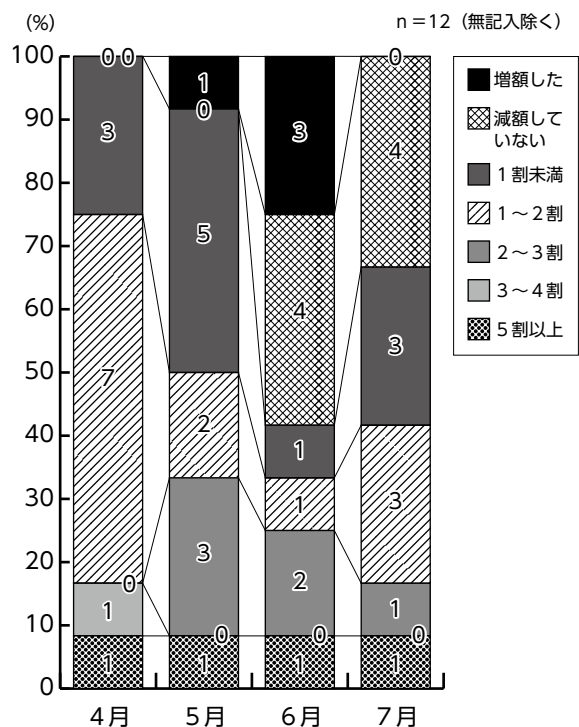
⑤ 眼科



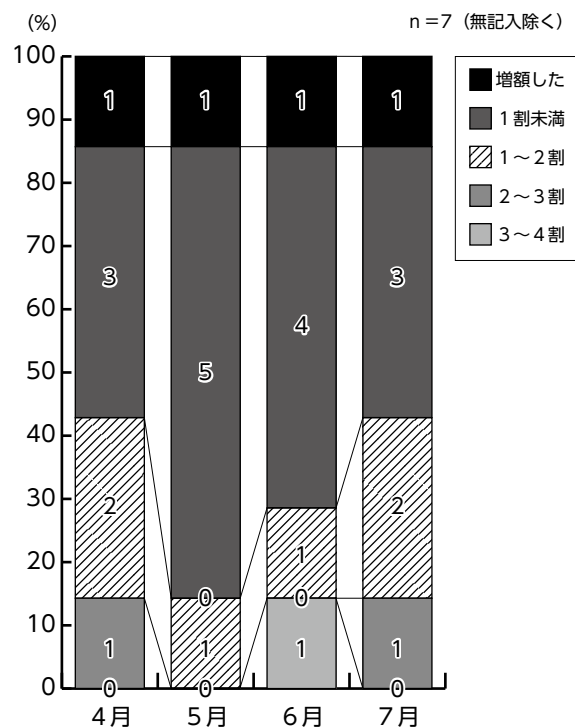
⑥ 耳鼻咽喉科



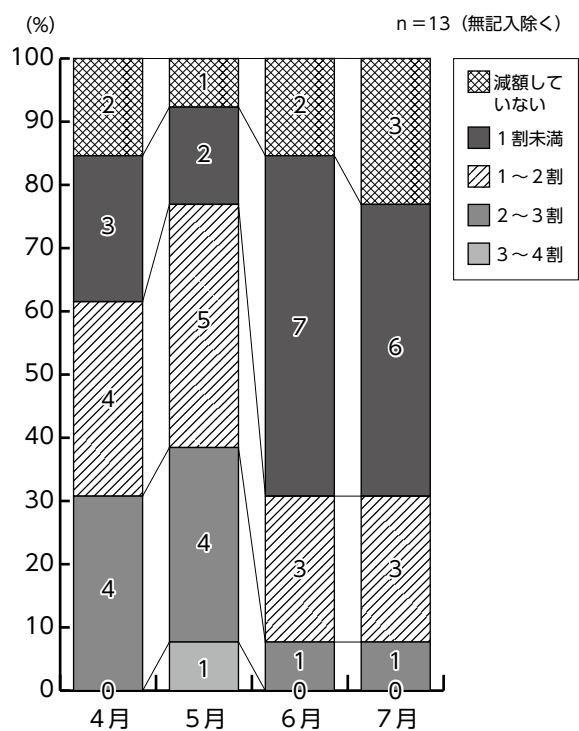
⑦ 皮膚科



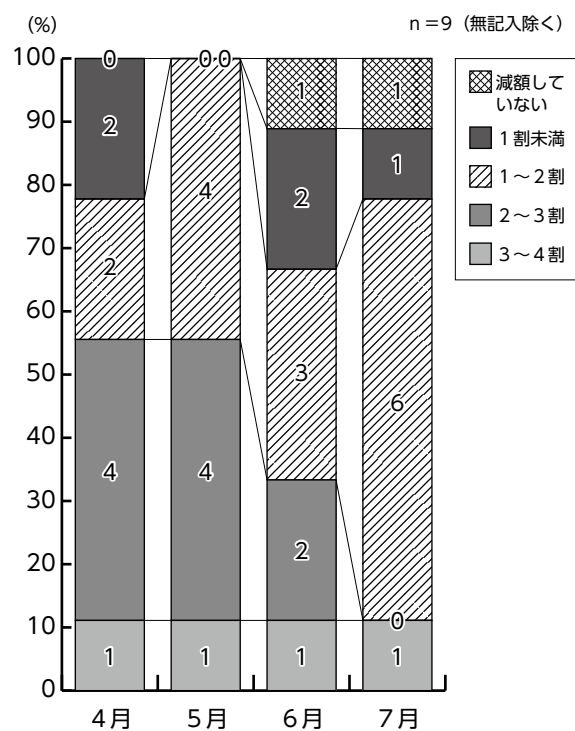
⑧ 泌尿器科



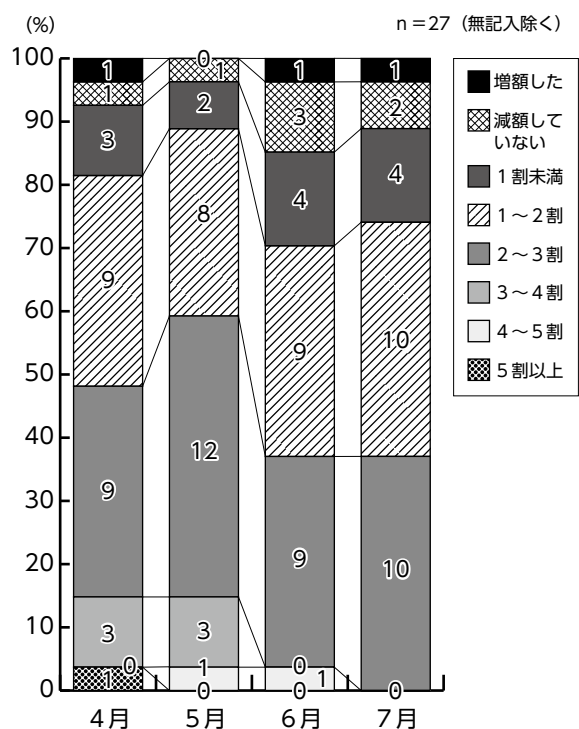
⑨ 精神科



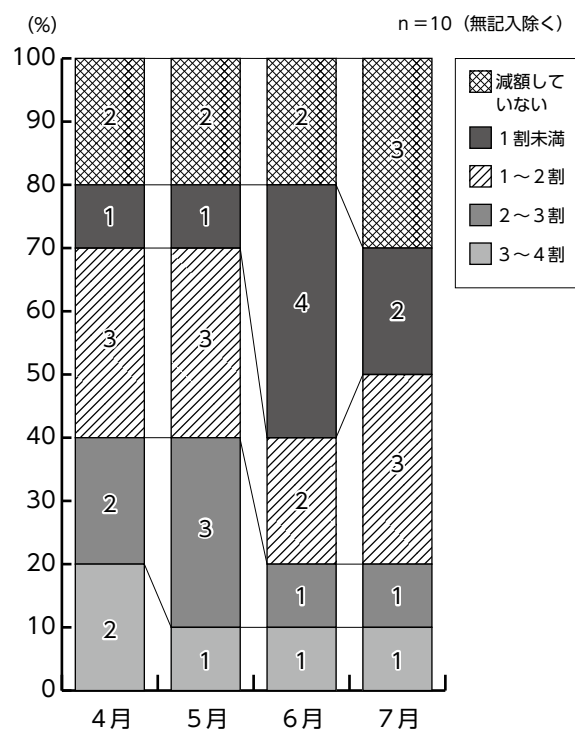
⑩ 消化器科



⑪ 整形外科



⑫ その他



◆従業員の給与（ボーナス含む）への影響

病 院		診療所	
あり	なし	あり	なし
34	65	110	244

◆その他

	病 院		診療所	
	あり	なし	あり	なし
新型コロナウイルスへの対応が理由とみられる医療従事者の退職はありましたか？	14	96	17	359
これまでに新型コロナウイルスの入院患者を受け入れたことがありますか？	28	82	4	341
新型コロナウイルスの影響で、勤務する医療従事者が謂れのない中傷を受けたり、不当な扱いをされたりしたことはありますか？	26	84	15	360

【医療従事者への謂れのない中傷、不当な扱い（具体的回答）】

- ・唾液 PCR 検査を行う際に近隣住民からクレームを受けた。
- ・診察室への入室を嫌がる患者が数名いた。
- ・高血圧の患者にいつもどおり看護師が血圧を測りに行くと、嫌な態度をとる患者がいる。
- ・医療従事者が触ったものを不潔として、配布物の受け取りを拒否された。
- ・アクリル板がないことで医療従事者と患者の距離が不快に感じると言われた。
- ・訪問診療・訪問看護の拒否、出入り業者の取引制限
- ・老人介護施設のスタッフから、訪問診療に来るなら PCR 検査を受けてからと言われた。
- ・連絡もせず来院した発熱患者に、一旦院外に出るよう指示したところ、暴言をはかれた。
- ・患者等からの暴言
 - 「コロナ患者からウイルスをもらって、医師や受付事務員もまき散らしているのではないか」、「電車・バス通勤でウイルスを運んでないか」、「コロナがうつるから近寄るな」、「感染した汚い病院」、「医療従事者のくせにコロナに感染するのか。管理ができていないのではないか？」など
- ・陽性となった職員の氏名と所属の病棟を教えろと電話があった。
- ・関連病院の職員が陽性となった際、「職員の氏名と通勤経路を公表しろ。子どもが安心して学校に通えない」と匿名の電話があった。
- ・当院で新型コロナウイルス感染者が出たとのデマ、感染させられたとの誹謗、中傷する内容の投函
- ・従事者の他院での受診拒否
- ・深夜出勤時、タクシーに行き先（勤務先の医療機関名）を伝えたと乗車拒否された。
- ・飲食店、美容室等への入店拒否
- ・スタッフが SNS 上で誹謗中傷を受けた。
- ・家人より「家に帰ってこないで」と言われた。医療従事者だからと実家への帰省を断られた。
- ・保育園から預かりを拒否された。
- ・保育園から「お迎えには別の家族が来てください」と言われた。
- ・看護師の子どもの保育園の親から「医療機関で働く人の子どもと一緒にの保育は困る」と言われた。
- ・小学校で医療従事者差別があり、席を離してほしいと保護者より学校側に要望があった。
- ・一部職員の子どもの軽いイジメに遭った。
- ・看護師の子どもが「コロナがうつるから一緒に遊んではダメ」と他の子の母親に言われた。
- ・家族に医療従事者（看護師）がいることで、「出社不可」の会社があり、看護師が休業することになった。
- ・スタッフの配偶者・家族が勤務先から勤務制限を受けた（自宅待機命令、リモートワーク等）。
- ・子どもが塾に通うのを拒否された。

「新型コロナウイルス感染症が拡大している中、 開業医のできることは、しなければいけないことは何か」、 「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の減収」 について議論

与謝・北丹医師会と府医執行部との懇談会が9月26日(土)、Webで開催され、与謝医師会から15名、北丹医師会から4名、府医から9名が出席。「新型コロナウイルス感染症が拡大している中、開業医のできることは、しなければいけないことは何か」、「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の減収」をテーマに活発な議論が行われた。



〈注：この記事の内容は9月26日現在のものであり、現在の状況とは異なる部分がございますのでお含みおきください〉

新型コロナウイルス感染症が拡大している中、開業医のできることは、しなければいけないことは何か

今年の冬は、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行を踏まえた感染症対策や医療提供体制づくりが重要である。

府医では、7月からインフルエンザ流行に備え、医療機関における対策の検討を行ってきた。京都

医報8月15日号に「インフルエンザ流行期の有熱者への対応」を掲載し、会員への周知に努めた。

また、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、9月4日に「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」の通知が発出され、各都道府県に次のインフルエンザ流行に備えた体制整備を進め、10月中を目処に体制整備を完了することが求められることとなった。このことから、京都府では、患者と医療従事者がより安心・安全に受診・診察ができるよう協議を進め

ている。

医療機関でできる感染防止対策は、まず、発熱患者は電話での相談を原則とし、受診時間をずらしたり、待合室を分ける等可能な限り隔離した上で、医療従事者はサージカルマスクやゴーグル等を着用する。さらに、換気の徹底や環境消毒、受付にパーテーション設置等、日常的に感染防止に係る取り組みを実施することで院内感染を防ぐことができる。

インフルエンザ流行期においては、検査を行わずしてインフルエンザかコロナかを診断することは不可能で、その時の流行状況によってどちらを優先するか判断することになる。地域で、インフルエンザの方が流行していれば、インフルエンザであることが疑わしく、まずはインフルエンザの迅速検査を実施し、陰性であれば、コロナの唾液検査を実施する。

また、実際にインフルエンザの検査を行う際は、通常、スワブで鼻咽頭のぬぐい液を採取することが多いが、迅速診断キットの種類によっては、鼻腔ぬぐい液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻かみ液、鼻汁採取液の4種類による検査ができると添付文書に記載があるものもある。横からスワブで採取した鼻腔ぬぐい液か鼻かみ液であれば感染リスクが抑えられる。

さらに、コロナと疑わしい患者は、府医検査センターに相談すれば、ドライブスルー検査を実施できるが、ドライブスルーによる検査が難しい患者の場合は、受診・相談センターに相談し、受診可能な近隣医療機関を紹介してもらうこともできる。

理由もなく発熱患者を診ないことは応召義務の観点からも不可であり、医療機関における感染防止対策と、唾液によるPCR検査がより重要となるので、集合契約に参加していただきたい。京都府では、公表されることもないので、前向きに検討していただきたい。

～質疑応答～

◇「インフルエンザかコロナか分からない時点で、キャップも医療用ガウンも必要ないのか」と質問が出された。

日本感染症学会によれば鼻腔での採取であれ

ば、サージカルマスクと手袋、目の保護があれば十分に感染を防止できるとの見解を示しているが、髪を触る機会が多い女性医療従事者は感染原因となるので、キャップが必要であると考ええる。また、飛沫感染のリスクが高いと判断した場合は、ガウンやキャップ等の着用が必要であると言える。

◇「唾液検査で陰性だった場合、鼻咽頭ぬぐい液によるドライブスルー検査も必要なのか」と質問が出された。

唾液検査は、発症後9日以降から精度が落ちるため、偽陰性があり得る。医師がコロナとして疑わしいと判断した場合は、鼻咽頭ぬぐい液による検査も必要だと考える。

しかし、他都道府県に比べて充実した検査体制を構築できているものの、京都北部には現在ドライブスルーでPCR検査ができる検査場がない。今後、北部地域にも検査場の設置が必要と考えているとした。

◇「施設職員に対して念のため、PCR検査をした場合、14日間の経過観察のため休業するよう指示した方が良いのか」と質問が出された。

念のための検査の場合は、疑似症届を提出しなければならないわけではなく、提出しても、陰性であれば、必ず14日の経過観察が必要なのではない。

◇「寝たきり患者への唾液検査が不可能なため、どうすれば良いか」と質問が出された。

実際に検体の容器やPPEを手渡してかかりつけ医に鼻腔ぬぐい液を採取してもらい、府医検査センターに提出してもらった。また、厚労省が鼻前庭ぬぐい液での検査も認めるなど少しずつ検査方法が変わっていくことも想定できると回答。

新型コロナウイルス感染症に係る 医療機関の減収について

～新型コロナウイルス感染症対応下での 医業経営状況等アンケート調査の状況～

府医では、新型コロナウイルス感染症対応下での医業経営状況等アンケート調査を実施。

9月15日に診療所390件（無作為抽出）、全病院164件に郵送。9月17日に府医会員メーリングリストおよびFAX情報にて送信した。回答期限は10月9日（金）で、集計結果は京都医報にて報告を予定。

9月24日現在の回答数は368件。4月から7月診療分までの4か月間で診療報酬が昨年の同時期と比べて減額したと回答した医療機関数は362件（診療所284件、病院78件）で、減額率は5月に最も悪化しているが、6・7月は4月よりも回復している傾向がみられる。

診療科別では、4・5月には小児科、耳鼻咽喉科において4～5割減、5割減以上との回答が多く、深刻な状況が伺えた。

日医が9月9日に発表した診療所経営への影響調査の結果においても、4月は前年同月比▲13.3%、5月は▲16.5%、6月は▲8.0%で、5月に大きく落ち込み、診療科別では、内科は▲10.7%、外科は▲9.4%、整形外科は▲13.0%、眼科は▲3.4%であったが、耳鼻咽喉科は▲34.5%、小児科は▲26.0%と大きく落ち込んだ。

今後も医療提供体制維持のために、診療報酬と国による補正予算を用いた対応の必要性を軸に考えることが重要であると説明。

～国による補正予算を用いた対応～

（詳細は、令和2年8月5日付日医ニュース第1414号8面参照）

日医の上記調査によると、交付金等と融資の申請をしたのは25.0%、交付金等のみを申請したのは35.9%、いずれも申請していない・無回答は39.0%であり、交付金等か融資を申請した診療所に対策が十分か聞いたところ、「やや不十分」と「不十分」を合わせると77.7%であった。

～概算前払いについて～

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減少し、資金繰りに苦慮する医療機関が増加していることに対応し、福祉医療機構等から融資が実施されるまでの間の資金繰り対策として、4月診療分の診療報酬が支払われる際に、加えて5月診療分の診療報酬の一部について概算前払いを実施することが5月末時点で通知されている。

社会保険診療報酬支払基金の発表によると、5月診療分の概算前払いを実施した医療機関（医科）は615件で、7月末までに344件が精算済、残る271件は8月以降に調整される。

～新型コロナ患者の対応に係る

保険点数の特例的な取り扱い～

入院に関して、救急医療管理加算を従前の3倍として、算定日数についても継続的な診療が必要な場合は15日目以降の算定可としたり、新型コロナウイルス感染症患者の対応のため、一般病床に移ったICU患者については、引続きICUの点数の算定を可能とするなどの対応が取られた。

診療所においては、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者に対応した場合に、受診の時間帯や施設基準の届出の有無にかかわらず、院内トリアージ実施料（300点）の算定が可能とされたほか、慢性疾患を有する定期受診患者に対する特定疾患療養管理料の算定について、電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合100点ではなく、許可病床100床未満の病院の場合の点数である147点に上げるといった特例的な取り扱いがされている。

～今後は近医連を通じて提言～

収入が減額となったものの最たる理由は、病院・診療所ともに患者の受診控えであり、この傾向は新型コロナウイルス感染症収束後も続く。

国による補正予算を用いた対応や特例的な保険点数の特例的な扱いは、限定的なものであり、診療報酬の引上げの議論は避けて通れない。

しかし、診療報酬の一律の引上げには、患者負担の増加をともなうため慎重な議論が必要であり、今回のコロナ禍に乗じた拙速な対応は奈良県のような事例につながりかねない。

府医としては、近医連の場で「初・再診料の引上げ」を重点的に取り上げることを提案している。

支払基金と国保連合会双方における審査の平準化をはかるために開催している「基金・国保審査委員会連絡会」の状況について解説するとともに、個別指導における主な指摘事項についての資料を提供した。

また、療養費同意書交付（マッサージ、はり・きゅう）に関する留意点を解説し、慎重な判断と適切な同意書発行に理解と協力を求めた。

❖ 秋の叙勲

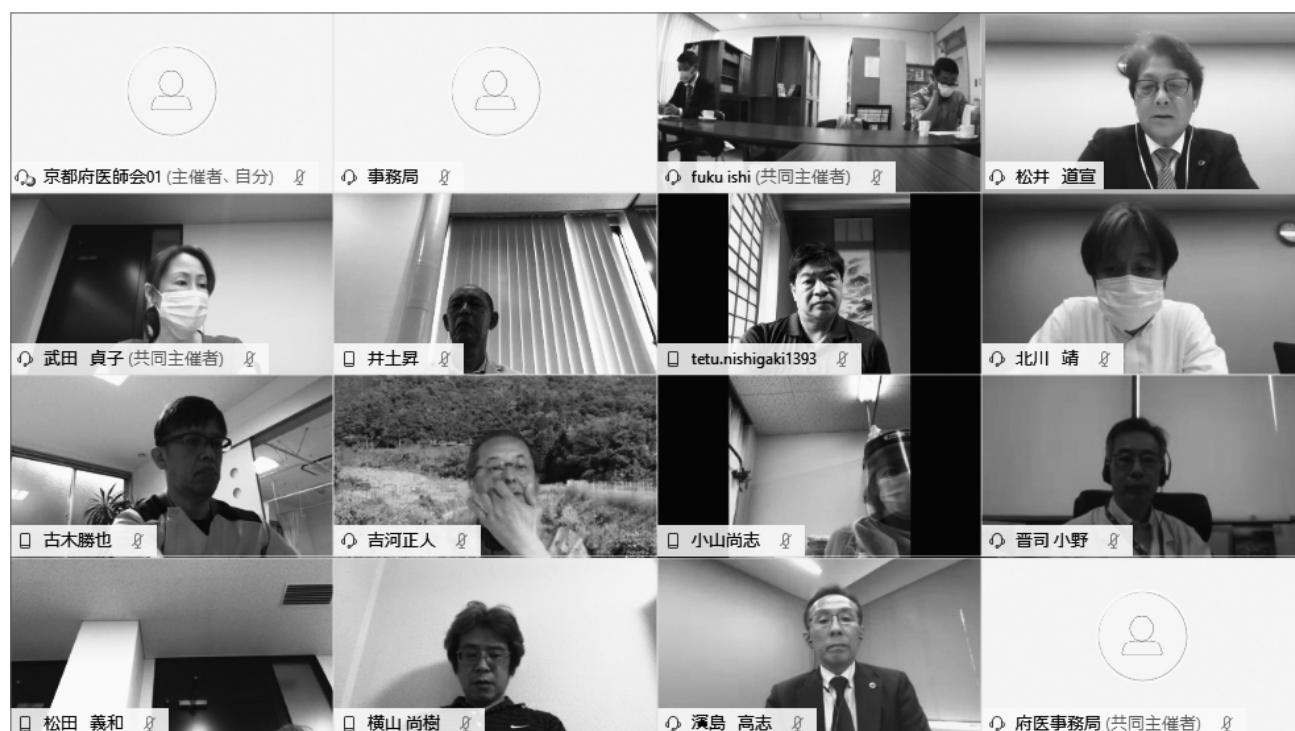
井上 靖二 氏(乙訓), 上田 義博 氏(乙訓)が 瑞宝双光章を受章

このたび、井上靖二氏（乙訓）および上田義博氏（乙訓）が学校保健功勞による瑞宝双光章を受章され、栄えある秋の叙勲の榮譽に浴されました。

先生のご受章を心よりお慶び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

「PCR 検査センターをはじめとした 新型コロナへの対応」 について議論

福知山医師会と府医執行部との懇談会が9月30日(水)、Web で開催され、福知山医師会から10名、府医から7名が出席。「PCR 検査センターをはじめとした新型コロナへの対応」をテーマに活発な議論が行われた。



〈注：この記事の内容は9月30日現在のものであり、現在の状況とは異なる部分がございますのでお含みおきください〉

福知山での検査センター設置に意欲

懇談会では、府医より「京都府・医師会京都検査センター」によるPCR 検査センターの状況について、9月30日現在で、京都市内に2箇所、山城北圏域に1箇所設置し、各地域の会員のご協力によりドライブスルー方式によるPCR 検査を実施していると報告。今後、各地域のニーズを見

極めながら、インフルエンザ流行期に備えて拡充を図っていく考えを示した。

福知山医師会からは、当地区において唾液PCR 検査を実施できる医療機関が極めて少ない(9月30日現在)状況から、インフルエンザ流行時には多数の発熱患者が当該医療機関に殺到する恐れがあり、風評被害への懸念も踏まえ、中丹西保健所と協力して中丹圏域におけるPCR 検査センターの設置について協議を進めているとの報告

がなされた。

これを受けて、府医としても、地域のニーズに応じる形での協力は惜しまないとし、実際の検査センターの稼働にあたっては、「京都府・医師会京都検査センター」の枠組み内での実施を提案し、今後、詳細について緊密に協議を進めていくこと

となった。

その他、府医から、唾液 PCR 検査に係る京都府との集合契約の状況と今後の検査体制の見通し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金等の医療機関に対する支援策の概要について説明し、意見交換が行われた。

広報誌『Be Well』のバックナンバー紹介

ご好評をいただいております府医発行の府民・市民向け広報誌『Be Well』につきましては現在 92 号まで発行しております。

右記のバックナンバーにつきましては在庫がございますので必要な方は

府医：総務課
(TEL 075-354-6102)

までご連絡ください。

- 28 号 ▶ 子どもの発熱
- 38 号 ▶ エイズ患者・H I V 感染者
今のままでは増え続けます
- 41 号 ▶ 食育—生涯を通して、健康で
豊かな生活を送るために—
- 42 号 ▶ 男性の更年期障害
- 47 号 ▶ 一酸化炭素中毒
- 54 号 ▶ 子宮がん
- 55 号 ▶ ヒブワクチンと小児用肺炎
球菌ワクチン
- 60 号 ▶ 過敏性腸症候群
- 65 号 ▶ 感染症罹患時の登園（校）
停止基準と登園届
- 66 号 ▶ 前立腺がん検診
- 67 号 ▶ COPD とは？
- 68 号 ▶ 脳卒中
- 69 号 ▶ PM2.5 と呼吸器疾患
- 70 号 ▶ BRCA について
- 73 号 ▶ 不妊症
- 75 号 ▶ 食中毒の予防
- 76 号 ▶ RS ウイルス感染症、ヒトメ
タニューモウイルス感染症
- 77 号 ▶ 性感染症 STI
- 78 号 ▶ コンタクトレンズによる目
の障害
- 79 号 ▶ 肝炎・肝がん
- 80 号 ▶ 難聴
- 81 号 ▶ 爪のトラブル（巻き爪・爪
白癬）
- 82 号 ▶ 脳卒中
- 83 号 ▶ 大人の便秘症
- 84 号 ▶ 熱中症
- 85 号 ▶ 毒虫
- 86 号 ▶ 動脈硬化
- 88 号 ▶ 認知症
- 89 号 ▶ CKD（慢性腎臓病）
- 90 号 ▶ 急性心筋梗塞
- 91 号 ▶ 消化器がんの予防と検診
- 92 号 ▶ 知っておきたいこの真
実

第1回 医療安全講演会を開催

「テーマ：新型コロナウイルスと医療安全」



挨拶を行う
松井府医会長

10月24日(土)、府医会館3階大会議室において「第1回医療安全講演会」を開催し会員医師68名が参加した。冒頭、挨拶に立った松井府医会長は、府医でも新型コロナウイルスの流行を受け講演会・研修会実施を制限してきたが、本日は流行以降、府医主催としては久々の開催であり、今後もソーシャルディスタンス・安全を十分に確保した上で、様子を見ながら再開していくと説明した。新型コロナウイルス対応については、京都府民が新しい生活様式を守っているように、我々医療機関も新しい診療の形を作っていく時期にきているとして、様々変化していく状況を丁寧に発信していくと述べ、参加者には引続きの理解と協力を求め、挨拶を締めくくった。

●講演1

(講師：藤田 直久 氏)

はじめに、京都府立医科大学における感染対策で中心的役割を担われる藤田直久先生に登壇いただいた。まず前置きとして、今回テーマとする「医療安全と感染対策」について、医療安全は「患者の安全」を第一義的に考えるものであり、その中に病院環境、医療機器、医療行為、そして感染対策も含まれるものの、アプローチの仕方が異なると前置いた上で、今回は新型コロナのすべてを説明すると述べ講演をスタートした。

講演では、「Covid19」の言葉の定義についての説明から始まり、具体的な症状や予後の状態に関する説明、感染経路に関する説明、換気に関する説明、クラスターに関する説明などが順次行われた。続く、診断・検査に関する説明では、鼻腔拭いと鼻咽頭拭いの採取場所が異なり、言葉が誤って使われている点を指摘し、正しい理解の必要性を述べた。さらに病院でのゾーニングに関する説明と続いた。最後の感染予防対策に関する説明では、感染源の遮断が何より重要となることから、受講者には、正しい手洗いの実施と、PPEの正確な着脱方法のマスターを強く求めた。講演

は大変多岐にわたる内容であったが、各説明それぞれに具体例を示し、聴講者が今後コロナ対策を考える上でも非常に参考となる内容になった。

最後に、100年前に流行したスペイン風邪を例に挙げ、その時代であっても市民に対しは「近寄るな、鼻口を覆え」と掲示されていた。手洗いが無いものの、基本的な予防は100年前から何も変わらないとして、基本に立ち戻った対策の重要性を述べ、講演を終了した。

●講演2

(講師：成宮 博理 氏)

続いて、京都第二赤十字病院救急科副部長で府医の医療安全担当理事の成宮博理先生からご講演があった。成宮先生が所属される病院でも、これまで日々臨床を何とか回してきていたが、昨今コロナが流行し、身を守りながら医療の安全を確保することが非常に困難な状況になっているとして、医療安全が揺らいでいると説明、その状況について実体験を踏まえて報告された。

講演は、10月に第二日赤のコロナ患者対応をしたスタッフを対象に行ったアンケート結果を順次紹介する形で進められた。患者対応においては、

かなり強いストレスを感じており、そのストレスは内服薬投与や、点滴、採血など、通常行う業務にまで影響を与えていると説明。スタッフは非常に強いストレス下にあり、ベテラン看護師でも辛いと感じる状況で、普段ならありえないミスをしてしまう。そして医療スタッフにも感染リスクがあること、コロナ以外の患者がウイルスを持っているかもしれないことなど、様々なストレスから回避するサポートが必要と述べた。そして「Off The Job Training」の教育効果が非常に重要な役割を占めるとして、何らかの方法で再開し、チーム力を高めて、この窮状を乗り越えてほしいと述べ講演を終了した。



質疑応答の状況
(左から成宮先生、藤田先生、佐和先生)

参加者アンケートでは、多くの回答者から新型コロナウイルスに関する最新の知見や、救急最前線の状況について知識を得られた点について評価する回答が多く寄せられるなど、概ね好評であったことから、今後も府医医療安全講演会では、広く会員に対し情報発信を行っていききたい。

なお、今回の講演内容は、府医ホームページ「各

種講演会ビデオ視聴・動画ライブラリ」に動画をアップしております。ただし「ID (ユーザー名)・パスワード」が必要となります。お申し込みをいただいた方にのみご案内しておりますので、視聴をご希望されます場合は下記申込フォームよりお申し込みください。なお配信は令和2年12月26日までとなります。申し込み方法、視聴方法などについてご不明点等ございましたら事務局医療安全課までお問い合わせください。

<配信期間>

令和2年11月4日(水) 午前～

令和2年12月26日(土) まで

<申込方法>

お申し込みは、府医ホームページ (<https://www.kyoto.med.or.jp/>) の TOP から「医療安全対策→令和2年度第1回医療安全講演会」へとお入りいただきますと申込リンクがございます。また下記 QR コードからもお申し込み可能です。

申し込み確認後メールおよび郵送にて ID・パスワードをご案内申し上げます。



<視聴方法>

府医ホームページ (<https://www.kyoto.med.or.jp/>) の TOP から『各種講演会ビデオ視聴・動画ライブラリ』にお入りください (* 学術講演会ビデオ視聴ではありません)。動画項目右端のアイコンをクリックいただき、下記 ID・パスワードをご入力いただきますと視聴いただけます。

<担当事務局>

京都府医師会 医療安全課

TEL : 075 - 354 - 6505

京都府医師会幹旋融資のお知らせ

当制度は、府医が金融機関と協定を締結し、会員向けに低利な融資を幹旋する制度です。
事務手数料、保証料も無料で大変有利な条件でご利用いただけます。

取り扱い金融機関

京都中央信用金庫、京都信用金庫、京都北都信用金庫

融資種別

1) A会員融資

資金使途

- ①運転資金
- ②病院、診療所および従業員宿舍の新設、増改築に必要な資金
- ③医療に必要な機械器具、備品、消耗品の購入資金
- ④子弟教育資金
- ⑤生活関連資金（居住用土地建物購入資金を含む）、相続対策資金等
- ⑥上記に関連する借換え資金（他行融資分に限る）

融資限度額

過去3ヶ月間の診療報酬平均月額の25倍以内で、かつ最高限度額1億3,000万円
（重複融資の場合も、最高限度額は1億3,000万円）
融資条件 診療報酬受取口座の指定により最優遇金利を適用

2) B1・B2・C会員融資

資金使途

- ①生活関連資金（居住用土地建物購入資金を含む）
- ②子弟教育資金
- ③上記に関連する借換え資金（他行融資分に限る・中信のみ）

融資限度額

年収の5倍以内で、最高限度額5,000万円以内

3) 新規開業融資

資金使途

新規開業に必要な資金

融資限度額

1億円以内

申し込み資格

府医会員または府医に入会して新規に開業する者
地区医での開業の承認と、府医入会金および会館保全特別会費を予めご入金いただくことが条件です。

金 利

適 用：令和3年1月1日実行分

1. 固定金利（京都中央信用金庫、京都信用金庫、京都北都信用金庫共通）

	期 間	固 定 金 利	
		振込指定なし	振込指定あり
A会員融資 新規開業医融資	1 年以内	1.40%	0.90%
	5 年以内	1.40%	0.90%
	10 年以内	1.50%	1.00%
	20 年以内	1.50%	1.00%

	期 間	固 定 金 利
B 1・B 2・ C会員融資	1 年以内	1.00%
	5 年以内	1.00%
	10 年以内	1.10%
	20 年以内	1.20%

2. 変動金利

京都中央信用金庫の場合	A会員	0.3%～
	B 1・B 2・C会員	0.5%～
京都信用金庫の場合	短期プライムレートを基準とした利率を適用 (詳しくは、金融機関にお問い合わせください)	
京都北都信用金庫の場合	長期プライムレートを基準とした利率を適用 (詳しくは、金融機関にお問い合わせください)	

融資までの流れ

1) 金融機関に融資を申し込む

当制度における実際の融資の審査は、金融機関が行います。従いまして、まずは金融機関に融資の申し出をいただき、その際に「府医の斡旋融資を利用する」旨を伝えてください。

※各金庫とお取引がない場合は、府医が紹介いたします。

2) 融資斡旋申込書を府医ホームページよりダウンロードする

府医総務課あてに「融資斡旋申込書」をご提出ください。その際、簡単なヒヤリングを行います。

3) スケジュール

金融機関の審査とは別に、府医では「融資斡旋申込書」と関係書類をもとに、規則に照らし合わせて、融資の内容が相応しいかどうかを「融資斡旋室」で審議いたします。

なお、「融資斡旋室」は、原則として毎月第2木曜日に開催いたしますので、融資の実行を希望する月の第2木曜日の前日までに「融資斡旋申込書」を府医にご提出ください。

また、「融資斡旋室」の開催日において、金融機関の審査が終了していることが条件です。

お問い合わせはこちら

京都府医師会 総務課

電 話 075-354-6102

F A X 075-354-6074



京都府医師会

ドクターバンクのご案内

京都府医師会ドクターバンクは京都府内の医療機関に対して、登録医師を紹介する制度です。

★利用料はいただきません。 ★対象は医師（常勤・非常勤）です。

※求人・求職（雇用形態等）に関するお問合せにつきましては、京都府医師会ドクターバンク（TEL 075-354-6104 FAX 075-354-6074）までご連絡ください。直接医療機関へ連絡することはご遠慮ください。

医師バンク

○は新規掲載医療機関です

<京都市>

医療機関名	所在地	募集科目
京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町 27	内・神内・救急
京都博愛会病院	京都市北区上賀茂ケシ山 1	リハ・整外・神内
富田病院	京都市北区小山下内河原町 56	循内・整外・他
京都からすま病院	京都市北区小山上総町 14	消内・神内・外
北山武田病院	京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町 99 番地	内・形外
堀川病院	京都市上京区堀川通今出川上ル北舟橋町 865	呼内・消内・腎内
京都民医連中央病院	京都市右京区太秦土本町 2-1	内・リハ・外
大澤クリニック	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町 617	内・消内・外
京都回生病院	京都市下京区中堂寺庄ノ内町 8-1	内・外・整外
明石病院	京都市下京区西七条南衣田町 93	内・外
康生会武田病院	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5	内・救急
たなか睡眠クリニック	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町 99 四条 SET ビル 5 階	内・呼内・循内・精・耳
医療法人社団恵心会京都武田病院	京都市下京区西七条南衣田町 11 番地	消内・泌・外
医道会十条武田リハビリテーション病院	京都市南区吉祥院八反田町 32 番地	循内・整外・リハ
光仁病院	京都市南区四ツ塚町 75	内・皮
嵯峨野病院	京都市右京区鳴滝宇多野谷 9	内・呼内・老年
京都市立京北病院	京都市右京区京北下中町鳥谷 3	内・外・整外
国立病院機構宇多野病院	京都市右京区鳴滝音戸山町 8	消内・脳外・リハ
京都双岡病院	京都市右京区常盤寺御所町 2	内・神内・精
吉川病院	京都市左京区聖護院山王町 1	内・整外
くみこクリニック	京都市左京区下鴨南野々神町 2-9	皮・美外
京都大原記念病院	京都市左京区大原井出町 164	内・神内・脳外・整外
京都近衛リハビリテーション病院	京都市左京区吉田近衛町 26	内・神内・脳外・整外
洛西ニュータウン病院	京都市西京区大枝東新林町 3-6	内・整外
京都桂病院	京都市西京区山田平尾町 17 番	内（一般）・麻・救急
育生会京都久野病院	京都市東山区本町 22 丁目 500 番地	整外・救急・内・外・リハ
鈴木形成外科	京都市東山区大橋町 89-1	アレ・皮
洛和会音羽病院	京都市山科区音羽珍事町 2	内・救急・麻
洛和会音羽リハビリテーション病院	京都市山科区小山北溝町 32-1	内・リハ
洛和会音羽記念病院	京都市山科区小山鎮守町 29-1	内・腎内
京都東山老年サナトリウム	京都市山科区日ノ岡夷谷町 11	内・精・リハ
蘇生会総合病院	京都市伏見区下鳥羽町広長町 101	内・呼内・脳外
老健施設あじさいガーデン	京都市伏見区向島二ノ丸町 151-81	内
医仁会武田総合病院	京都市伏見区石田森南町 28-1	内・産婦・救急
伏見桃山総合病院	京都市伏見区下油掛町 895	腎内・神内・内
介護老人保健施設京しみず	京都市伏見区羽束師古川町 177	内・呼内・循内
京都府赤十字血液センター	京都市伏見区中島北ノ口町 26	

<宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・相楽郡>

医療機関名	所在地	募集科目
宇治武田病院	宇治市宇治里尻 36-26	循内・眼・放
京都工場保健会宇治支所	宇治市広野町成田 1 番地 7	内・循内・婦
六地藏総合病院	宇治市六地藏奈良町 9 番地	内・整外・リハ
宇治病院	宇治市五ヶ庄芝ノ東 54-2	神内・外（消外）
宇治徳洲会病院	宇治市横島町石橋 145	腎内・児・麻
京都岡本記念病院	久御山町佐山西ノ口 58	内・外・麻
ほうゆう病院	城陽市寺田垣内後 43-4	内・消内・糖内
男山病院	八幡市男山泉 19	内・消内・整外
八幡中央病院	八幡市八幡五反田 39-1	内・神内・消内・循内・リハ
石鉋会田辺中央病院	京田辺市田辺中央 6 丁目 1 番地 6	内・救急
石鉋会田辺記念病院	京田辺市田辺戸絶 1 番地	リハ
不動園診療所	宇治市白川東山 15 番地	精神・外
学研都市病院	相楽郡精華町精華台 7 丁目 4-1	内・神内・消内・循内・脳外・リハ

<亀岡市・南丹市・船井郡・綴喜郡>

医療機関名	所在地	募集科目
亀岡病院	亀岡市古世町 3 丁目 21 番 1 号	内
亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田 1 丁目 32-15	消内
明治国際医療大学附属病院	南丹市日吉町保野田ヒノ谷 6-1	内・神内・外・麻
国保京丹波町病院	船井郡京丹波町和田大下 28 番地	内
特別養護老人ホームいでの里	綴喜郡井手町井手弥勒 1-1	内

<綾部市・福知山市・舞鶴市>

医療機関名	所在地	募集科目
京都協立病院	綾部市高津町三反田 1	内・消内・整外
綾部ルネス病院	綾部市大島町二反田 7-16	内・外・脳外
静寿会渡辺病院	福知山市牧 1616-1	内・外・リハ
松本病院	福知山市土師宮町 2 丁目 173 番地	内・循内・整外
舞鶴赤十字病院	舞鶴市字倉谷 427	内・消内・神内
舞鶴共済病院	舞鶴市字浜 1035	内・放・救急
医誠会東舞鶴医誠会病院	舞鶴市大波下小字前田 765-16	精・内
介護老人保健施設エスぺラル東舞鶴	舞鶴市大波下小字前田 765-16	内・他
市立舞鶴市民病院	舞鶴市字倉谷 1350-11	内

<宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町>

医療機関名	所在地	募集科目
宮津武田病院	宮津市鶴賀 2059-1	内・外
京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷 3452-1	内・外・児・産
京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161	内・整外・眼

診療所継承

行政区	左京区	診療科	眼
概要	譲渡，土地（約 90 坪），建物（約 110㎡）		
行政区	伏見区	診療科	外・整外・肛・内
概要	譲渡または賃貸，土地（約 460㎡），建物 2 階建て，一部 3 階と地階（計約 480㎡）		
行政区	山科区	診療科	眼
概要	譲渡，土地（36.74㎡），建物（105.05㎡）		
所在地	相楽郡精華町	診療科	内・アレ・リハ・（児）
概要	賃貸，土地（約 32 坪），建物延（約 180㎡）		
行政区	長岡京市	診療科	内・児
概要	賃貸，土地（約 240㎡），建物（約 130㎡）		
行政区	北区	診療科	内・児
概要	賃貸，土地（141.73㎡），建物（138.56㎡） ※引き渡しについての詳細はお問い合わせください		
行政区	北区	診療科	整外
概要	賃貸，土地（約 60 坪），建物（110㎡）		
行政区	北区	診療科	耳
概要	賃貸，土地（104.07㎡），診療所面積（67.12㎡） ※受け渡しは 9/20 以降		

◆運用について

※登録情報につきましては，厳重に管理し，登録者の個人情報の保護に努めます。
 ※求職登録につきましては，いただいた求職票を京都府医師会ドクターバンクで保管しますが，ホームページには公開しません。
 府医でも参照は関係者のみとし，限定的に取り扱いをさせていただきます。

府医ドクターバンクホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp/member/bank/index.html>

第53回京都医家芸術展 開催報告

京都医家芸術クラブ

京都医家芸術クラブは、府医の後援を得て、今年も10月2日から3日間、京都府立文化芸術会館（京都府立医科大学前；河原町広小路）において芸術展を開催しました。COVID-19の影響による参加者の減少も心配されましたが、今回は、油絵11点、水彩画16点、水彩絵巻物1点、日本画3点、アクリル画1点、色鉛筆画2点、木版画2点、書1点、写真10点、チャイナペイント1点、陶芸2点、ステンドグラス4点、そして面1点の合計55点の出品がありました。掛け軸に表装された書（堀江順子先生：上東）の右横に展示された面：乙（西野健一先生：綴喜）は、能面の持つ格調の高い怪しげな雰囲気、書とともに、「和の空間」を会場の西側中央に作り出しました。また、2階の会場の中央に設定されたテーブル展示コーナーの中心には4点のステンドグラスランプ（佐々木真弓さん：中路茗子さん：今井恵子さん：吉田朋子さん）が点灯して展示され、会場を艶やかに盛り上げました。また、この4つのランプの光が、テーブルコーナーを照らし、テーブルに静かに置かれた陶芸（足立晴彦先生：西京）や、チャイナペイント（久下富久子さん）、また水平

に開かれた絵巻物（鎌野幸子さん）を一段と美しくしました。今回は書や陶芸がやや少なく感じましたが、次回に向けて、「和の作品」の出展依頼に努力してまいりたいと思います。また、今回は写真もやや少なめでありましたが、出展された写真作品は、いずれも、見つめるだけで物語が聞こえてきそうな、素晴らしい

一瞬を切り取ったものでした（上田尚司先生：下西、岩井直躬先生：乙訓、小柴先生夫婦：亀岡、立入先生夫婦：西京）。写真のなかには進歩的なコンピューターを駆使した作品もありました。今回16点と、最も多かった水彩画には、食べたくないようなサクランボやライチー（浅野明美先生：下東）から、写真のように緻密で綺麗なヨーロッパの風景画4点（鈴木博先生：乙訓）もあり、また、動物が飛び跳ねる力まで表現されたイラスト



ト付きの組み写真ではなく、組み絵（竹内幹子さん）までありました。毎年参加しておりますと、絵を見るだけで、作者がわかるようになってきました。力強い油絵らしいタッチは八田一郎先生：左京。バラの花は岸本真喜子先生：中西。砂漠の絵は藤田裕美先生：中東。ヨーロッパの家並は谷村先生：西京。いつも本格的な油絵の出射喜代子さん。母子像は蘆田ひろみ先生：左京。筆が走るようなタッチの水墨画のような水彩画は山下元先生：乙訓。落ち着いたきれいな色合いの花は、家森百合子先生：中西。プロの技で驟雨に濡れる花を描かれた日本画は中橋幸子さん。華を描かれた角川宣子さん。アクリル画は村上敬子さん。色鉛筆画は蝶勢弘行先生：中西、と作者の個性が毎年よりいっそう磨かれて、楽しくなっています。田代博先生：右京の木版画、花のシリーズも第15シリーズとなりました。また本年も府立医大の堀田先生のご家族には愛らしい水彩画を出展していただきました。作品を見るだけで作者がわかるというのは絵画のみでなく陶芸も同様で、多種にわたる焼物で夕食一膳分をそろえられた足立先生の作品は、精密に作られた西洋の城の作品とともに先生ならではの作品でした。最終日、閉会前の集まりで、来年の案内はがきにベニスの水彩画を採用させていただくことが決定しました。93

歳で元気に診療にあたっておられる鈴木博先生の作品です。鈴木先生を見習って、診療に、作品制作に、次回に向けて今後も努力してまいりたいと思います。感染対策のパネルを立てた受付で、来場者の皆さんには連絡先までご記入いただきましたが、今回の来場者は、約350名でした。例年の400から500という数字から見ますと少し減少しましたが、感染症に負けず、半世紀を超えて、来年の54回に繋ぐことができましたこと、皆様に心より御礼申し上げます。ありがとうございました。また、会場申し込み時点からお世話になりました府医事務局に衷心より深謝いたします。

京都医家芸術展は、府医の医師およびご家族、そして従業員まで広く出展できます。来年も秋に開催しますので、初めての方も気軽にご参加ください。

京都府医師会、医家芸術クラブ

医芸展部門 世話人

浅野 明美、蘆田ひろみ、足立 晴彦、
田代 博、谷村 伸一、藤田 裕美、
山下 元

京都府ナースセンター 『e-ナースセンター』のご紹介

京都府ナースセンター（公益社団法人京都府看護協会）では、看護師、准看護師、助産師の無料職業紹介を行っています。看護職の人材をお探しの医療機関におかれましては『e-ナースセンター』のWEBサイトをご確認ください。なお、紹介にあたっては登録が必要ですが、無料で登録・利用できます。

京都府ナースセンター

TEL：075-222-0316 FAX：075-222-0528

e-ナースセンター URL <https://www.nurse-center.net/nccs/>



中京東部医師会

会長 やすの医院 安野 哲也

皆様こんにちは。今回は中京東部医師会の紹介をさせていただきます。当会は、北は丸太町、南は四条、西は烏丸、東は鴨川に囲まれた地区で、旧学区の関係で二条以北は室町あたりまでを含んでおります。旧家が多ければ新しく建ったマンションも多い、古い文化と新しい文化が融合している地区です。ビジネス街も商店街も歓楽街もある、いろいろな文化を内包するエネルギーに満ちた地区です。

会員数は160名、そのうちA会員が83名です。入院設備のある病院はありません。柳馬場の御池に京都市保健所があり、そこらも当会の会員になっていただいております。会員の方々も、古くから代々医院をやっておられる先生もおられれば、賃貸や医療ビルに新たに來られた先生もおられ、患者さんも古くから住んでおられる方、新しく引っ越してこられた方、ビジネス街や商業施設で働いておられる方、様々な年代の様々な生活様式の方がおられます。

大きな病院がない代わりに、専門的な知識、技能を持ったDrが多く集まっていて、研修会や新年会など、和気あいあいとした雰囲気ながらも活発な意見交換が行われています。

俳句の秋の季語に、「紅葉且つ散る」という語があります。これから紅葉しようとする木がある一方で散ろうとする木もある光景や、あるいは今まさに紅葉盛りの木が

ら、はらはらと散り落ちる葉が見られる風情を表す季語です。ちなみに「紅葉散る」は冬の季語です。

当地区を例えるなら、この「紅葉且つ散る」という、新しいものと古いものが混在して一つの美しい光景を作り出しているさまを表す言葉がぴったりではないかと思います。ビルの多い地区ですが、京都文化博物館や中央郵便局などレンガ造りの施設だったり（写真1）、木屋町の華やかな夜の光に映える高瀬川だったり（写真2）、姉小路など町屋の町並みだったり（写真3）、叙情豊かなところもたくさんある地区です。

ただ、やはり当地区にも高齢化の波は押し寄せており、老々介護、認々介護などの問題もだんだんと増えてきております。これは今後当会も取り組んでいかないとはい



写真1 文化博物館から烏丸を望む。NTTの巨大アンテナの向こうに中央郵便局の台形の屋根が見える。



写真2 六角付近から南を望む。



写真3 姉小路の町屋。かつて茶道具屋だった料亭。隣は新しい住宅。

ない大きな問題の一つです。

これからも当会は研修研鑽を重ね、この「紅葉且つ散る」地区を「紅葉散る」地区にしないようにしていかなければなりません。まあ、それはそれで趣深い光景ではありますが。

他地区、特に近隣の地区の先生方と支えあいながら、ぜひこういう地区であり続けたいと願っております。皆様今後ともご指導ご鞭撻、何卒よろしくお願いいたします。

一般社団法人 中京東部医師会

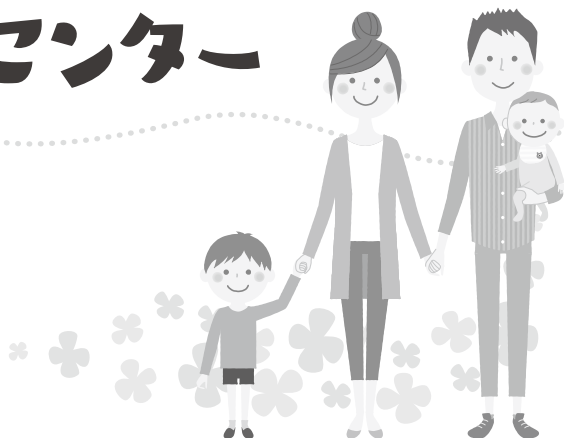
〒604-0952
京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197
京都教会内3F
TEL: 075-255-5731 FAX: 075-255-5760
HP: <http://www.naka-higashi.kyoto.med.or.jp/>
e-mail: nakahigashi@guitar.ocn.ne.jp
会長: 安野 哲也
会員数: 160人 (2020.11 現在)

京都府医師会 子育てサポートセンター

京都府医師会は、
子育て中の先生方を応援します。



詳細はホームページを
ご覧ください。



医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

平成 26 年 6 月の医療法の一部改正により平成 27 年 10 月 1 日から「医療事故調査制度」が施行されています。今回の制度においては①医療事故の判断②院内医療事故調査委員会の実施③支援センターへの報告④遺族への説明等、管理者としての判断・責任が非常に大きくなっています。また、中立性、公平性の担保という観点からも、外部からの支援を受けることが求められています。

各医療機関におかれましては、万が一、対象となる死亡事案が発生した際には、適切な対応をお願いするとともに、京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（窓口：府医）にご相談ください。

府医では、医療機関における『初期対応マニュアル（第 4 版）』『初期対応チェックリスト』を作成していますので、是非、ご活用ください（京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会 WEB サイトよりダウンロードできます）。

医療事故調査・支援センター

（一社）日本医療安全調査機構

-
- | | |
|-----------------|---|
| ■ 医療事故 相談専用ダイヤル | 03 - 3434 - 1110 |
| ■ メールアドレス | chuo.anzen@medsafe.or.jp |
| ■ 対応時間 | 24 時間 365 日対応 |
| ■ URL | http://www.medsafe.or.jp/ |

京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会

（一社）京都府医師会 医療安全課

-
- | | |
|-----------|---|
| ■ 専用電話 | 075 - 354 - 6355 |
| ■ 対応日時 | 平日 午前 9 時～午後 6 時 土曜日 午前 9 時～午後 1 時
(※休日・夜間については、医療事故調査・支援センターで対応) |
| ■ メールアドレス | jikocho@kyoto.med.or.jp |
| ■ URL | https://www.kyoto.med.or.jp/ma/ |
| ■ 相談内容 | ①制度概要に関する相談
②事故判断への相談
③院内事故調査への技術的支援
(1)外部委員の派遣
(2)報告書作成支援
(3)解剖・Ai 実施支援 |

△報告ならびに協議事項

1. 麻薬免許更新申請について

令和2年12月31日が有効期限の麻薬免許更新手続きの期限が迫っているため、更新未申請の先生方は速やかに手続きを行うよう注意を促した。

また、今回の更新手続きを行わず、麻薬業務を廃止する場合は、免許の廃止手続きが必要であると補足した。

2. 最近の中央情勢について

9月下旬から10月中旬にかけての社会・医療保険状況について、◆中川日医会長は、初診のオンライン診療は有事の対応であり、改めてしっかりとした検証が必要と主張、◆財務省の財政制度

等審議会・財政制度分科会は、後期高齢者の2割負担について「可能な限り、広範囲で2割負担を導入」すべきと主張、◆厚労省が示した2021年度の税制改正要望には、控除対象外消費税問題の解決が盛り込まれず、といった話題を中心に説明した。

3. 診療報酬改定への対応の見直しについて

令和4年度診療報酬改定について、点数説明会を中止して令和2年度に準じた方向での対応を検討していることを説明した。

4. 学術講演会の今後の予定について

11月に予定している府医学術講演会を紹介し、参加を依頼した。

京都府医師会 会費減免についてのお知らせ

京都府医師会では、傷病、不慮の災害、産前・産後休暇・育児休業、その他特別の事由による、会費減免制度がございます。

詳細については府医・経理課（075-354-6103）までお問い合わせください。

「京の医・食・住」のご案内

府医では「府医の存在」を広く府民に知ってもらうことを目的に「京の医・食・住」を発刊しています。この「京の医・食・住」はタイトルのとおり、京都に特化し、様々なライフスタイルを取り上げ、著名人や各方面のスペシャリストなどとの対談「医心伝心」を目玉企画として巻頭に設けています。

さらに「医療を支える女性たち」では、子育て中の医療従事者に、仕事と家庭の両立方法などを取材し、子育ての環境や工夫していることなどを掲載することで、読者に役に立つコーナーを目指しています。また、テーマに即した女性医療従事者を取り上げることで、職業紹介の側面も併せ持つコーナーとしてあります。

これまで、以下のとおり全 11 号を発刊しており、非常に好評をいただいております。患者さんの読み物として医療機関の待合室などに置いていただき、診療の一助を担えれば幸いに存じます。

創刊号「日本人にとって和食とは？日本の食文化の現在・過去・未来」

京料理 萬重 若主人 田村 圭吾
山ばな 平八茶屋 代表取締役社長 園部 晋吾
奈良女子大学 名誉教授 NPO 法人日本料理アカデミー 理事 的場 輝佳

第2号「運動と医療の関係」

元阪神タイガース選手（現 野球解説者） 桧山 進次郎

第3号「人と住まいの幸福な関係」

株式会社 坂田基禎建築研究所 坂田 基禎

第4号「守るべきもの、変わるべきもの」

藤井絞株式会社 代表取締役社長 藤井 浩一

第5号「スポーツが育んでくれる『人生の恵み』」

朝原 宣治
奥野 史子

第6号「地方生活の“今”と“これから”」

タレント 太川 陽介

第7号「京都と水、大地の豊かな関係」

京都府立大学 生命環境科学研究科 環境科学専攻／生命環境学部 環境デザイン学科 松田 法子

第8号「氷上で輝くトップスケーターの体をつくる食と運動」

フィギュアスケーター 宮原 知子

第9号「心が華やく、コミュニケーションが生まれる“生活の質”を高める器」

陶芸家 森野 彰人

第10号「吉岡里帆が故郷を語る ステキな“まち・こと・ひと” 吉岡的 素顔の京都」

女優 吉岡 里帆

第11号「気鋭の書家、川尾朋子が語る 人の心を開き、豊かにする 書のチカラ」

書家 川尾 朋子

つきましては、発刊時に、本誌に同封してお送りいたしますが、これらのバックナンバーにつきまして、追加送付を希望される会員がおられましたら府医総務課（TEL：075-354-6102）までご連絡ください。

在庫に限りがございますので、お送りする冊数を調整させていただく場合がございます。予めご了承ください。



第7号



第8号



第9号



第10号



第11号

京都医報が スマートフォン、タブレットで 快適に閲覧できるようになりました。

印刷物やホームページでの掲載にて読んでいただいていた「京都医報」が、スマートフォン、タブレットで配信開始いたします。

最新号はもちろんのこと、バックナンバーもすぐに検索可能です。それぞれの端末に合わせてレイアウトが切り替わるレスポンス機能を採用していますので、ストレスなく閲覧していただけます。

11月15日号に同封の設定方法、操作方法パンフレットをご参照いただき、ぜひホーム画面にアイコン設定して毎号ご覧ください。

尚、閲覧にはベーシック認証のIDとパスワードが必要です。同封の設定方法、操作方法パンフレットに記載しておりますのでご確認の上ログインをお願いいたします。ログイン用のIDとパスワードは1年間で変更いたします。毎年、京都医報7月15日号にて変更IDとパスワードをお知らせいたしますので、ご確認ください。

各号トップ画面

- コンテンツ一覧からそれぞれの記事に移動

検索機能

- 一致するキーワードを含む記事を検索できます。バックナンバーを含めた全文検索が可能となっています。

関連記事表示機能

- 高度なアルゴリズムを使用して記事の関連性を判断できる機能を搭載しています。記事の下部に関連性の高い記事を自動で表示します。



トップ画面



記事画面



日医かかりつけ医機能研修制度 令和2年度修了申請について

日医かかりつけ医機能研修制度とは「今後のさらなる少子高齢社会を見据え、地域住民から信頼される『かかりつけ医機能』のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上することを目的」として日医が平成28年4月1日に新設した制度です。

府医においても、日医に準じ本制度を同年同日より開始しております。

この度、令和2年度の申請時期（令和2年12月1日～令和3年1月31日）となりましたので、申請に係る手続き等を以下のとおりお示しいたします。

申請要件を満たされた先生におかれましては、ご申請いただきますようお願い申し上げます。

なお、申請用紙につきましては、本号付録のほか、府医 HP（下記参照）にもアップしておりますのでご利用ください。

※府医 HP：日医かかりつけ医機能研修制度 (<https://www.kyoto.med.or.jp/kakari/>)

令和2年度における申請について

【対 象】

令和2年12月31日(木)までに申請要件を満たされた先生

(令和元・2年度発行の日医かかりつけ医機能研修制度の認定証をお持ちの先生を除く)

【申請要件】

- ・日医生涯教育制度認定証の取得（平成30・令和元・2年度に受領したいずれかの認定証が有効です）
- ・日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修単位を10単位以上取得
- ・日医かかりつけ医機能研修制度 実地研修における特定の項目を2つ以上実施
(特定項目の詳細については「日医かかりつけ医機能研修制度 実地研修実施報告書」をご確認ください)

【提出書類】

- ①日医かかりつけ医機能研修制度 修了申請書
- ②日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修受講報告書
- ③日医かかりつけ医機能研修制度 実地研修実施報告書（注：地区名・会長名の欄には「地区医師会長の自署+印」または「地区名・会長名のゴム印」が必須です）

④日医生涯教育認定証のコピー

(平成 30・令和元・2 年度に受領したいいずれかの認定証のコピーを添付してください)

★今回の申請には下記の認定証が利用できます

受領年度	認定証に記載されている有効期間
平成 30 年度	平成 30 年 (2018 年) 12 月 1 日～平成 33 年 (2021 年) 11 月 30 日
令和 元 年度	令和 元 年 (2019 年) 12 月 1 日～令和 4 年 (2022 年) 11 月 30 日
令和 2 年度	令和 2 年 (2020 年) 12 月 1 日～令和 5 年 (2023 年) 11 月 30 日

【提出先】

上記 4 点を揃えて京都府医師会 学術生涯研修課までご提出ください (郵送または持参)。

申請書類に不備がある場合は、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

注：ご自身が申請要件を満たされているかどうかを必ずご確認の上、ご申請ください

【修了申請の受付時期】

令和 2 年 12 月 1 日 (火) ～令和 3 年 1 月 31 日 (日)

※必ず上記期間内にご申請ください

【申請手数料】

府医に未入会の方は申請手数料が掛かります。詳細は下記へお問い合わせください。

【認定証の交付日】

令和 3 年 4 月に交付予定

【お問い合わせ先】

京都府医師会 学術生涯研修課 (TEL：075-354-6104)

令和 2 年度の要件について

日医かかりつけ医機能研修制度

令和 2 年度
申請版

【研修要件】

基本研修

■日医生涯教育認定証の取得

(3 年間で単位とカリキュラムコードの合計が 60 以上取得された方に発行しています)

注：平成 30・令和元・2 年度に受領したいいずれかの認定証が有効です

応用研修

■日医かかりつけ医機能研修制度における応用研修単位の 10 単位以上の取得

(応用研修単位が付与された研修会や詳細等については、「応用研修受講報告書」をご参照ください)

実地研修

■社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等の特定の活動を 2 つ以上実施

(規定の活動の詳細は「実地研修報告書」をご参照ください)

日医かかりつけ医機能研修制度

令和2年度
申請版

応用研修

・平成30年（2018年）1月1日～令和2年（2020年）12月31日において、下記項目より10単位を取得することが要件です。

単位数については①～⑪の各項目（講義内容）につき最大2回までのカウントを認め、下記①～⑥については、それぞれ1つ以上の科目を受講することが必須です。

【応用研修会】（各1単位）

<第1期>

- ① 1. かかりつけ医の倫理, 2. 質・医療安全, 3. 感染対策
- ② 1. 健康増進・予防医学, 2. 生活習慣病, 3. 認知症,
- ③ フレイル予防, 高齢者総合的機能評価（CGA）・老年症候群
- ④ 1. かかりつけ医の栄養管理, 2. リハビリテーション, 3. 摂食嚥下障害
- ⑤ かかりつけ医の在宅医療・緩和医療
- ⑥ 症例検討

<第2期>

- ① 1. 感染対策, 2. 医の倫理, 3. 質・医療安全
- ② 1. 生活期リハビリの実践, 2. 小児・思春期への対応,
3. メタボリックシンドロームからフレイルまで
- ③ 1. 医療保険と介護保険, 地域包括ケアシステムの構築, 2. 在宅医療, 多職種連携,
3. 地域医療連携と医療・介護連携
- ④ 1. 社会的処方, 2. リーダーシップ, マネジメント, コミュニケーションスキル,
3. 地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ医の役割
- ⑤ 1. 終末期医療, 褥瘡と排泄, 2. 認知症, ポリファーマシーと適正処方,
3. リハビリと栄養管理・摂食嚥下障害
- ⑥ 1. 多疾患合併症例, 2. 在宅リハビリ症例, 3. 地域連携症例

【関連する他の研修会】

- ⑦ 「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」等の受講（2単位）

※全講義受講者のみ取得可

- ⑧ 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了（1単位）
- ⑨ 「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の修了（1単位）
- ⑩ 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の修了（1単位）
- ⑪ 「日本医学会総会」への出席（2単位）

⑨、⑩、⑪について、平成30年度の修了申請時（平成31年4月1日付証書発行分）より新たに追加となりました。

応用研修の講義内容（項目）について、3年単位で一新されることとなっております。

平成28年度～30年度の講義内容（応用研修単位）が<第1期>、令和元年度～令和3年度の講義内容（応用研修単位）が<第2期>として定められております。

各年度の申請に利用できる単位の有効期間をお示しいたしますので、ご確認ください。

	<第1期>			<第2期>		
	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
平成30年度申請						
令和元年度申請						
令和2年度申請				利用可能		
令和3年度申請						

日医かかりつけ医機能研修制度

令和2年度
申請版

実地研修

- ・平成30年（2018年）1月1日～令和2年（2020年）12月31日において、下記項目より2つ以上実施していることが要件です。。

1. 学校医・園医，警察業務への協力医
2. 健康スポーツ医活動
3. 感染症定点観測への協力
4. 健康相談，保健指導，行政（保健所）と契約して行っている検診・定期予防接種の実施
5. 早朝・休日・夜間・救急診療の実施・協力
6. 産業医・地域産業保健センター活動の実施
7. 訪問診療の実施
8. 家族等のレスパイトケアの実施
9. 主治医意見書の記載
10. 介護認定審査会への参加
11. 退院カンファレンスへの参加
12. 地域ケア会議等※への参加（※会議の名称は地域により異なる）
13. 医師会，専門医会，自治会，保健所関連の各種委員
14. 看護学校等での講義・講演
15. 市民を対象とした講座等での講演
16. 地域行事（健康展，祭りなど）への医師としての出務

※実地研修報告書の地区名・会長名の欄には「地区医会長の自署＋印」または「地区名・会長名のゴム印」が必須となります（上記の押印等がない場合は申請を受け付けることができませんのでご注意ください）。

子育て医師の会の開催について

府医では子育て支援の一環として、子育て中の医師との交流の場を設けることで、子育てと仕事との両立などの悩みや情報交換を行える機会を提供することを目的に標記交流会を開催することとなりましたので、奮ってご参加ください。

と き 令和2年12月19日(土) 午後1時～午後2時

と ころ WEB 開催

対 象 子育て中の医師または子育てに関心がある医師（大学院生含む）

プログラム

時 間	演 題 名	講 師
13:00	挨拶	京都府医師会 理 事 谷口 洋子
13:05	子育てとキャリア形成・色々なタイプがいても良い！	京都大学医学部附属病院病理診断科 准教授 南口早智子氏
13:20	質疑応答	
13:25	アメリカ留学体験記 ー出産と子育て in USAー	京都府立医科大学 分子病態病理学 准教授 穴戸由紀子氏
13:40	質疑応答	
13:45	お悩み相談会(事前アンケートで悩み募集)	南口先生，穴戸先生，谷口理事，府医専属保育士
13:55	子育てサポートセンター紹介タイム	府医専属保育士
14:00	終了	—

お申し込み

下記 URL，QR コードよりお申し込みください。

URL：<https://ssl.formman.com/form/pc/VaWNqFSHGt5XNdnM/>

※お申し込み後，12月11日(金)までにメールにて資料等お送りさせていただきます。



第 33 回京都府眼科学学校医研修会

日 時 令和 3 年 1 月 23 日(土) 午後 3 時～午後 6 時

場 所 京都府立総合社会福祉会館ハートピア京都

司 会 沼 朝代

会長挨拶 京都府眼科学学校医会 会長 高橋 義公

講 演 1. 「子供の結膜炎」 東山三条よこい眼科クリニック 横井 桂子 先生
(京都府立医科大学附属病院 眼科アレルギー外来担当)

2. 「インクルーシブ教育システムの構築に向けた盲学校の役割」
京都府立盲学校 副校長 山下 融子 先生
(京都府視覚支援センター副センター長)

3. 「見えにくい・見えない子どもたちの支援における
医療・教育・福祉の連携と『京都ロービジョンネットワーク』の活用」
京都府眼科学学校医会 幹事 稲葉 純子 先生
(京都ロービジョンネットワーク運営委員)

閉会の辞 新井 真理

*眼科専門医制度登録の先生は「志向登録カード」をご持参ください。

*府医指定学校医制度：1 単位

*参加費用 2,000 円

*日医生涯教育講

講演 1. カリキュラムコード：8 感染対策, 37 目の充血 各 0.5 単位

講演 2. カリキュラムコード：72 成長・発達の障害 1 単位

講演 3. カリキュラムコード：36 視力障害・視野狭窄 1 単位

*チャイルドケア・サービス（無料）

対象：1 歳から小学校高学年まで

お申し込み・お問い合わせは京都府眼科医会事務局長瀬まで 075-354-6105

『償却資産^(※)』の申告は京都市へ

償却資産には、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。京都市内で開業されている方は、所有資産の申告をお願いします。

※償却資産…減価償却の対象となる事業用の資産。ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車は除く。

例えば、

- ・ X線装置、CT スキャンなど各種医療機器
- ・ 介護用ベッド、手術台、キャビネット、パソコンなど器具備品類
- ・ テナントとして入居した家屋に施工した内装、電気設備、空調設備など

は償却資産として申告が必要な資産です。

申告書の受付期間：令和3年1月4日(月)～令和3年2月1日(月)

■ 固定資産税等（事業用家屋・償却資産）の軽減措置について

◎新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年度分に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税および都市計画税の課税標準を軽減します。

- <対象者> 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等
- <対象資産> 事業用家屋および設備等の償却資産
- <軽減率> 令和2年2月～10月の任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比

減少率	軽減率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満減少	1/2 [※]

※他の軽減措置との重複適用はできません。

<申告期間> 令和3年1月4日から令和3年2月1日(消印有効)

◎新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた設備投資が行われた事業用家屋および償却資産に係る固定資産税の課税標準の軽減を拡充、延長します。

コロナに関する固定資産税の軽減について、詳しくは、ホームページをご覧ください。

🔍 京都市 固定資産税 コロナ 🔍

資産税課 コロナ関連
ホームページ



償却資産の詳細については、ホームページをご覧ください。

また、申告には「eLTAX（地方税ポータルシステム）」が便利です。

🔍 京都市 償却資産 🔍

資産税課 償却資産
ホームページ



問い合わせ先 京都市行財政局税務部資産税課 償却資産担当（電話 075-213-5214）

会 員 消 息

(10/22, 11/ 5 定例理事会承認分)

入 会

氏 名	会員 区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
谷口 英史	B 1	宇 久	宇治市宇治里尻 36-26 宇治武田病院	泌
千田 賢作	B 1	西 京	西京区山田中吉見町 11-2 シミズ病院	脳外
難波江正浩	B 1	伏 見	伏見区石田森南町 28-1 医仁会武田総合病院	整外
中田 章弘	B 1	綴 喜	京田辺市田辺中央 6 丁目 1-6 田辺中央病院	脳外
根本 玲	B 1	綴 喜	京田辺市田辺戸絶 1 田辺記念病院	リハ
猪飼 宏	B 2	府 医 大	上京区河原町通広小路上ル梶井町 465 京都府立医科大学附属病院	

異 動

氏 名	会員 区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
河野 能士	A→A	京都北→京都北	北区大宮薬師山西町 15 薬師山病院 ※組織変更にとまなう異動	緩和内・内
木崎 善郎	B1→A	東山→東山	東山区大橋東入大橋町 102-1 田中ビル 3F きざき小児科・小児内分泌クリニック	児・内分泌児
玉井 華子	B1→B1	左京→伏見	伏見区石田森南町 28-1 医仁会武田総合病院	産婦
中川 潤	B1→D	西京→西京	—	

※D会員は住所がご自宅となるため、掲載しておりません。

退 会

氏 名	会員 区分	地 区	氏 名	会員 区分	地 区	氏 名	会員 区分	地 区
泉谷 信	A	右 京	富田 豊	B 1	右 京	森迫 瑤貴	B 1	綴 喜
木村 美穂	D	左 京						

細野 八郎氏／左京地区：第三錦班／10月2日ご逝去／89歳
謹んでお悔やみ申し上げます。

第26回 定例理事会 (10月22日)

報 告

1. 会員の逝去
2. 与謝・北丹医師会との懇談会の状況
3. 第6回基金・国保審査委員会連絡会の状況
4. 令和2年度近医連学校医研究協議会第1回理事会の状況
5. 第8回乳幼児保健委員会の状況
6. 第10回地域ケア委員会の状況
7. 第13回医事紛争相談室の状況
8. 第8回学術・生涯教育委員会の状況

議 事

9. 会員の入会・異動・退会5件を可決
10. 常任委員会の開催を可決
11. 地区医との懇談会の開催を可決
12. 府医諸会費の免除を可決

13. 令和4年4月診療報酬改定への対応の見直しを可決
14. 第7回基金・国保審査委員会連絡会の開催を可決
15. 乳がん検診症例検討会の講師謝金を可決
16. 第30回日本乳癌検診学会学術総会における乳がん検診委員会委員の演題発表および旅費支給を可決
17. 府医学術講演会の開催を可決
18. 日医生涯教育講座の認定を可決
19. 令和2年度生涯教育事業（地区医実施分）への共催を可決
20. 第14回医事紛争相談室の開催を可決
21. 第4回臨床検査精度管理特別委員会ならびに結果講評会の開催を可決
22. 事務職員の採用を可決

第27回 定例理事会 (11月5日)

報 告

1. 11月1日現在の会員数
10月1日現在 4,392名（日医 3,206名）
11月1日現在 4,396名（日医 3,210名）
2. 福知山医師会との懇談会の状況
3. 令和3年度京都府への予算要望の状況
4. 第6回地区庶務担当理事連絡協議会の状況
5. 第8回医師のワークライフバランス委員会の状況
6. 南部4地区医連絡協議会の状況

7. 第9回社会保険研究委員会の状況
8. 産業医研修会の状況
9. JMAT 京都災害医療コーディネート研修会の状況
10. 第23回京都府高度救急業務推進協議会の状況
11. 第4回肺がん対策委員会の状況
12. 第7回母体保護法指定医師審査委員会の状況
13. 地区医会長・地区感染症対策担当理事合同会議の状況

14. 第5回乳がん検診委員会の状況
15. 第3回臨床検査精度管理特別委員会の状況
16. 第9回医療安全対策委員会の状況
17. 令和2年度「第1回医療安全講演会」の状況

議 事

18. 京都市外部審議会委員の推薦を可決
19. 会員の入会・異動・退会10件を可決
20. 常任委員会の開催を可決
21. 第7回地区庶務担当理事連絡協議会の開催を可決
22. 第7回基金・国保審査委員会連絡会の日程変更を可決
23. 第8回母体保護法指定医師審査委員会の開催を可決

24. 令和2年度家族計画・母体保護法指導者講習会の出席を可決
25. 肺がん検診研修会の開催を可決
26. <丹後産業保健連絡協議会>産業医研修会の開催を可決
27. 産業医研修会の開催を可決
28. 乳がん検診委員会委員の委嘱替えを可決
29. 京都医学会雑誌（第68巻1・2号，2021年4・10月発行予定）の作成を可決
30. 「令和2年度結核研修会」への後援を可決
31. 府医学術講演会の開催を可決
32. 日医生涯教育講座の認定を可決
33. 第17回指導医のための教育ワークショップの開催を可決
34. 看護専門学校第2期校内インターネット回線構築工事を可決

「京都医報」へのご投稿について

府医では、会員の皆さまから「会員の声」「北山杉」「他山の石」「私の趣味（仮）」「開業医奮闘記」の各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿ください。

なお、字数は原則として下記のとおりですが、最大でも3000字（医報2ページ分、写真・図表・カット（絵）等を含む）までお願いいたします。原稿の採否は、府医広報委員会の協議により決定します。場合によっては、本文の訂正・加筆、削除、分載等をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、同じ著者の投稿は原則として1年間に1編とします。

【原稿送付先・お問い合わせ先】

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会総務課「京都医報」係
TEL 075-354-6102 FAX 075-354-6074 e-mail kma26@kyoto.med.or.jp

会員の声 「会員の声」には、医療についての意見、医師会への要望・批判などを1200字程度にまとめてお寄せください。

北山杉 「北山杉」には、紀行文・エッセイなどを1200字程度でお寄せください。

他山の石 これまでに体験した「ヒヤリ・ハット」事例を1200字程度でお寄せください。特別な形式はありませんが、①事例内容 ②発生要因 ③その後の対策等—についてご紹介ください。掲載にあたっては、原則「匿名」とさせていただき、関係者などが特定できない形での掲載となります。

私の趣味 「自転車」「DIY（日曜大工）」「料理」「園芸」「旅行」「映画」「書籍（医学書以外）」「音楽」「演劇鑑賞」「ワイン（酒）」「登山日記」「鉄道」などについてジャンルは問いません。読者に知ってもらいたい、会員の先生方の深い造詣を1200字程度でご披露いただければ幸いです。

開業医奮闘記 日常診療で尽力されている事柄や感じていること、出来事などについてのご投稿をいただくことで、会員の先生方の参考となればと思っております。こちらも1200字程度でお寄せください。

京都府医師会ホームページを ご利用ください！



府医ホームページでは、府医の活動を会員に迅速に伝達するコンテンツを用意しています。ぜひご活用ください。

府医ホームページ URL <https://www.kyoto.med.or.jp/>

■ 京都医報

<https://www.kyoto.med.or.jp/member/report/index.shtml>

■ 府医トレセン

<https://www.kyoto.med.or.jp/tracen/>

■ 府医在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

<http://kyoto-zaitaku-med.or.jp>

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症情報は、府医ホームページ「新型コロナウイルス情報」をご覧ください。



● 京都府医師会・会員メーリングリストにご登録ください ●

府医では、会員の先生方の迅速な意見交換、情報交換の場として「府医・会員メーリングリスト」（以下、ML）を運用しております。

MLでは、府医から感染症情報なども適宜発信しております。GmailとPCアドレスなどを複数ご登録いただくことも可能です。すでにご登録いただいている会員の先生方も、スマホやタブレットなどでご確認いただくために、登録アドレスを見直しませんか。下記登録方法にてお申し込みください。

『京都府医師会・会員メーリングリスト利用規約』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-kiyaku.pdf>

『京都府医師会・会員メーリングリスト運用ガイドライン』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-unyougaido.pdf>

登録方法

以下の申込先フォーム URL よりご登録をお願いいたします。

アドレスは2つまでご登録いただけます。

（パソコン） <https://ssl.formman.com/form/pc/JpJfpmjNSAt4OKE3/>

（携帯） <https://ssl.formman.com/form/i/JpJfpmjNSAt4OKE3/>



上記の方法によりご登録できない場合は、FAXでのお申し込みを受け付けます。

必要事項（①地区医師会名 ②医療機関名 ③氏名 ④メールアドレス）をご記入の上、総務課（FAX：075-354-6074）まで送信してください。

※お申し込みいただいた会員の先生方には、府医事務局においてアドレスを登録し、確認メール（件名：「Welcome to kyoto-med mailing list」）にて、順次、直接通知いたします。

京都府医師会事務局の業務時間について

府医事務局の業務時間は以下のとおりです。

曜 日	業 務 時 間
月 ～ 金	午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
土	午前 9 時 30 分～午後 1 時 30 分 ・ <u>第一土曜日は休館日で会館は閉鎖しています。</u> ・ 第一土曜日以外の土曜日は会議等の終了時（おおむね午後 5 時頃）までは、事務局当番がいます。
日 ・ 祝	休館日

※駐車場に限りがありますので、ご来館時にはなるべく公共交通機関をご利用ください。特に土曜日午後は急病診療所の診療時間内でもあり、多くの患者の来館が見込まれますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

※会館駐車場をご利用の際は、駐車券を 3 階事務局までお持ちください。割引処理をいたしますが、割引後も有料となりますのでご注意ください。

～ 12 月度請求書（11 月診療分） 提 出 期 限 ～

- ▷ 基金 10 日（木） 午後 5 時 30 分まで
- ▷ 国保 10 日（木） 午後 5 時まで
- ▷ 労災 10 日（木） 午後 5 時まで

☆提出期限にかかわらず、お早めにご提出ください。
 ☆保険だより 9 月 15 日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

保険だより**— 必 読 —****新型コロナウイルス感染症に
係る診療報酬上の
臨時的な取り扱いについて**

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取り扱い（その 29 / 10 月 30 日付）が示されましたので、お知らせします。

診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関における時間外加算等の取り扱いについて示されており、具体的には、現在届出している診療時間以外に発熱患者対応の外来時間を確保し、対応した場合に応需体制の有無にかかわらず時間外等の加算が算定できるものです。なお、診療時間内で対応する場合の夜間・早朝等加算については従来どおりの取り扱いです。

12 月度請求書 (11 月診療分)**提出期限**

- ▷ 基金 10 日 (木)
午後 5 時 30 分まで
- ▷ 国保 10 日 (木)
午後 5 時まで
- ▷ 労災 10 日 (木)
午後 5 時まで

☆ 提出期限にかかわらず、
お早めにご提出ください。

☆ 保険だより 9 月 15 日号に半年
分の基金・国保の提出期限を
掲載していますので併せてご参
照ください。

問 1 保険医療機関が「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和 2 年 9 月 4 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に示される「診療・検査医療機関（仮称）（以下、「診療・検査医療機関」という。）」として、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間において発熱患者等の診療等を実施する場合、A000 初診料又は A001 再診料若しくは A002 外来診療料に係る加算については、どのような取扱いとなるか。

（答） A000 初診料の注 7 から注 9 に規定する加算（※ 1）又は A001 再診料注 5 から注 7 に規定する加算（※ 1）若しくは A002 外来診療料の注 8 及び注 9 に規定する加算（※ 2）については、それぞれの要件を満たせば算定できる。

なお、診療・検査医療機関において、発熱患者等の診療を、休日又は深夜に実施する場合に、当該保険医療機関を「救急医療対策の整備事業について」に規定された保険医療機関又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関とみなし、休日加算又は深夜加算について、それぞれの要件を満たせば算定できることとして差し支えない。

（編注：保険医療課）

※ 1：時間外・休日・深夜加算，小児科特例加算，夜間・早朝等加算

※ 2：時間外・休日・深夜加算，小児科特例加算

問 2 保険医療機関が診療・検査医療機関として、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間において発熱患者等の診療等を実施する場合、診療報酬上における診療時間についてはどのような取扱いとなるか。

（答） 保険医療機関が診療・検査医療機関として、例えば、当該保険医療機関が表示する診療時間を超えて発熱患者等の診療等を実施する等、当該保険医療機関における診療時間の変更を要する場合であっても、当該保険医療機関において、診療・検査医療機関として指定される以前より表示していた診療時間を、当該保険医療機関における診療時間とみなすこととして差し支えない。

問 3 診療・検査医療機関において、発熱患者等の診療等を実施するために診療時間の変更が生じた場合、A001 再診療の注 10 に規定する時間外対応加算に係る届出の変更を行う必要があるか。

(答) 不要

問 4 B002 開放型病院共同指導料 (I) 及び B003 開放型病院共同指導料 (II) について、新型コロナウイルス感染症対策等のため、開放型病院に自己の患者を入院させた保険医がリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション (以下「ビデオ通話」という。) が可能な機器を用いて共同指導を行った場合について、どのような取扱いとなるか。

(答) 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、開放型病院の保険医及び開放型病院に自己の患者を入院させた保険医が療養上必要な指導を共同で行うに当たり、開放型病院の保険医が患者と対面で共同指導を実施し、かつ、開放型病院に自己の患者を入院させた保険医が、ビデオ通話が可能な機器を用いて共同指導を行う場合には、それぞれの算定要件を満たすこととする。

<参考>

発熱外来における時間外加算等の考え方について

※通常の診療時間が 9 時から 12 時、17 時から 20 時の医療機関の例

(1) 通常の診療時間以外の時間に発熱外来を設ける場合

通常の診療時間				発熱外来				通常の診療時間			
9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00

時間外加算

(2) 通常の診療時間内に発熱外来を設ける場合

通常の診療時間				通常の診療時間				発熱外来			
9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00

夜間早朝等加算

新型コロナウイルス抗原検出検査に係る

Q & A について

◇厚生労働省疑義解釈資料 (令和 2 年度診療報酬改定その 41 / 11 月 10 日)

【SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出】

問 1 令和 2 年 5 月 13 日付けで保険適用された SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出 (COVID-19 の診断又は診断の補助) を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 2 年 11 月 10 日付けで薬事承認された「HISCL SARS-CoV-2 Ag 試薬」(シスメックス株式会社) はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和 2 年 11 月 10 日より保険適用となる。

麻薬新免許証の交付について

10 月に申請書をご提出いただきました本年の更新対象者（有効期間：令和 2 年（平成 32 年）12 月 31 日）の麻薬免許証交付につきましては、下記のとおり実施いたします。京都市内とそれ以外の府域では、取り扱いが異なりますのでご注意ください。

新免許交付の際は、すでに送付しています**麻薬免許証返納届**（下記留意事項参照）、**旧免許証、印鑑（認印）**が必要となりますので、必ずご持参ください。

また、更新の手続きが未だお済みでない方は至急、京都府庁薬務課または所轄保健所まで麻薬免許申請書をご提出くださいますようお願い申し上げます。**免許が失効した際に麻薬の在庫がある場合は不法所持扱いとなりますので十分ご注意ください。**

[返納届の記載に係る留意事項]

- ① 「免許証番号」「免許年月日」欄：令和 2 年（平成 32 年）12 月 31 日まで有効の旧免許証の免許番号、有効期間の開始日を記入
- ② 「免許証返納の年月日」欄：「令和 2 年」と記入
- ③ 「本人住所・続柄・氏名」欄：続柄には「本人」と記入、個人印を押印

記

《京都市内の事業所の方》

◇交付場所 京都府医師会館 6 階 603 会議室

◇交付日時

日 時 （午前 10 時～12 時・ 午後 1 時～4 時）	対 象 地 区
12 月 3 日(木)	左京・右京・西京・山科・伏見
12 月 4 日(金)	北・上東・西陣・中東・中西・下東・下西・東山

※上記 2 日間いずれかにお越しいただければ交付は可能ですが、混雑を避けるため、あらかじめ対象地区を指定しております。指定された日時での受取にご協力ください。

※2 日間とも府庁職員が来館して交付を行いますので、上記時間帯以外の受付はできなくなります。必ず時間内にお越しください。なお、今年度は会場の密を避けるため、受付時間を変更しています。なるべく病院は午前中に、診療所は午後にお越しいただくようご協力をお願いします。

《京都市を除く京都府域の事業所の方》

◇交付場所・交付日時…地域により異なりますので、各保健所にてご確認ください。

京 都 府 健 康 福 祉 部 薬 務 課	〒 602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4790
乙 訓 保 健 所	〒 617-0006 向日市上植野町馬立 8	075-933-1241
山 城 北 保 健 所	〒 611-0021 宇治市宇治若森 7-6	0774-21-2198
山 城 南 保 健 所	〒 619-0214 木津川市木津上戸 18-1	0774-72-4302
南 丹 保 健 所	〒 622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21	0771-62-4754
中 丹 西 保 健 所	〒 620-0055 福知山市篠尾新町 1 丁目 91	0773-22-6382
中 丹 東 保 健 所	〒 624-0906 舞鶴市字倉谷 1350-23	0773-75-1156
丹 後 保 健 所	〒 627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-1361

検査料の点数の取り扱いについて

11 月 1 日から

新たな臨床検査 1 件 (E3 (新項目)) が保険適用されたことにともない、厚生労働省保険局医療課長から下記のとおり取り扱う通知が示され、11 月 1 日から適用となりましたので、お知らせします。

記

■新たに保険適用が認められた検査

測定項目	トリプシノーゲン 2 キット
販売名	AP チェック
区分	E3 (新項目)
測定方法	免疫クロマトグラフィー法
主な測定目的	尿中トリプシノーゲン 2 の検出 急性膵炎の補助診断
点数	D001 尿中特殊物質定性定量検査 10 ウロポルフィリン 105 点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号) の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項) の第 2 章 (特掲診療料) を次のように改める。(変更箇所下線部) 第 3 部 検査 D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1) ~ (9) (略) (10) <u>免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン 2 を測定する場合には, 「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「10」ウロポルフィリン (尿) の所定点数を準用して算定する。この場合, 急性膵炎を疑う医学的根拠について, レセプトの摘要欄に記載すること。</u> (11) <u>免疫クロマトグラフィー法を用いてトリプシノーゲン 2 を測定する場合にあって, 「D007」血液化学検査の「1」アミラーゼ, 「6」リパーゼ, 「14」アミラーゼアイソザイム, 「45」トリプシン又は「D009」腫瘍マーカーの「7」エラスターゼ 1 を併せて実施した場合には, いずれか主たるもののみ算定する。</u>

オキシコンチン TR 錠 5 mg, 同 10mg, 同 20mg および同 40mg の医薬品医療機器等法上の 効能・効果等の変更にともなう留意事項等について

令和 2 年 10 月 29 日付保医発 1029 第 4 号厚生労働省保険局医療課長通知により、「オキシコンチン TR 錠 5 mg, 同 10mg, 同 20mg 及び同 40mg」の保険適用上の取り扱いに関する留意事項が一部改正等されましたのでお知らせします。

今回の改正は、同日付で、医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことにともなうものです。

記

▷オキシコンチン TR 錠 5 mg, 同 10mg, 同 20mg 及び同 40mg の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項について

1. 本製剤の警告に、「慢性疼痛に対しては、本剤は、慢性疼痛の診断、治療に精通した医師のみが処方・使用するとともに、本剤のリスク等についても十分に管理・説明できる医師・医療機関・管理薬剤師のいる薬局のもとでのみ用いること。また、それら薬局においては、調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤を行うこと。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
2. 本製剤の用法・用量に関連する使用上の注意に、「慢性疼痛において、本剤投与開始後 4 週間を経過してもなお期待する効果が得られない場合は、他の適切な治療への変更を検討すること。また、定期的に症状及び効果を確認した上で、投与の継続の必要性について検討し、漫然と投与を継続しないこと。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
3. 本製剤の使用に当たっての留意事項については、「オキシコドン塩酸塩水和物徐放製剤の使用に当たっての留意事項について（下記参照）」により通知されたところであるので、十分留意すること。

▷オキシコドン塩酸塩水和物徐放製剤の使用に当たっての留意事項について（抜粋）

1 本剤の適正使用について

- (1) 本剤の効能・効果は、今回の承認事項一部変更承認によって、
「中等度から高度の疼痛を伴う各種癌における鎮痛。
非オピオイド鎮痛薬又は他のオピオイド鎮痛薬で治療困難な中等度から高度の慢性疼痛における鎮痛」となること。
- (2) 本剤の使用に当たっては、あらかじめ添付文書の内容を理解し、その注意を遵守すること。
- (3) 本剤の適正な使用のための管理の基本は下記の全体図【参考 1】のとおりであり、その概要は以下のとおりであること。
慢性疼痛患者への処方・使用に当たっては、以下の手順に従うこと。
 - ① 医師は製造販売業者の提供する講習を受講
 - ② 製造販売業者は講習を修了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行
 - ③ 医師及び患者は処方時に確認書に署名

- ④ 確認書の一方を医療機関が保管し、もう一方を患者に交付
- ⑤ 薬剤師は患者から麻薬処方せんとともに確認書の提示を受け調剤し、確認書の内容を説明の上、薬局で保管

なお、確認書が確認できない場合には、下記の流れ【参考2】に従い、調剤の可否を判断

なお、癌性疼痛の患者に本剤を処方・使用するに当たっては、医師は講習の受講等が必要なく、確認書も交付されないこと。

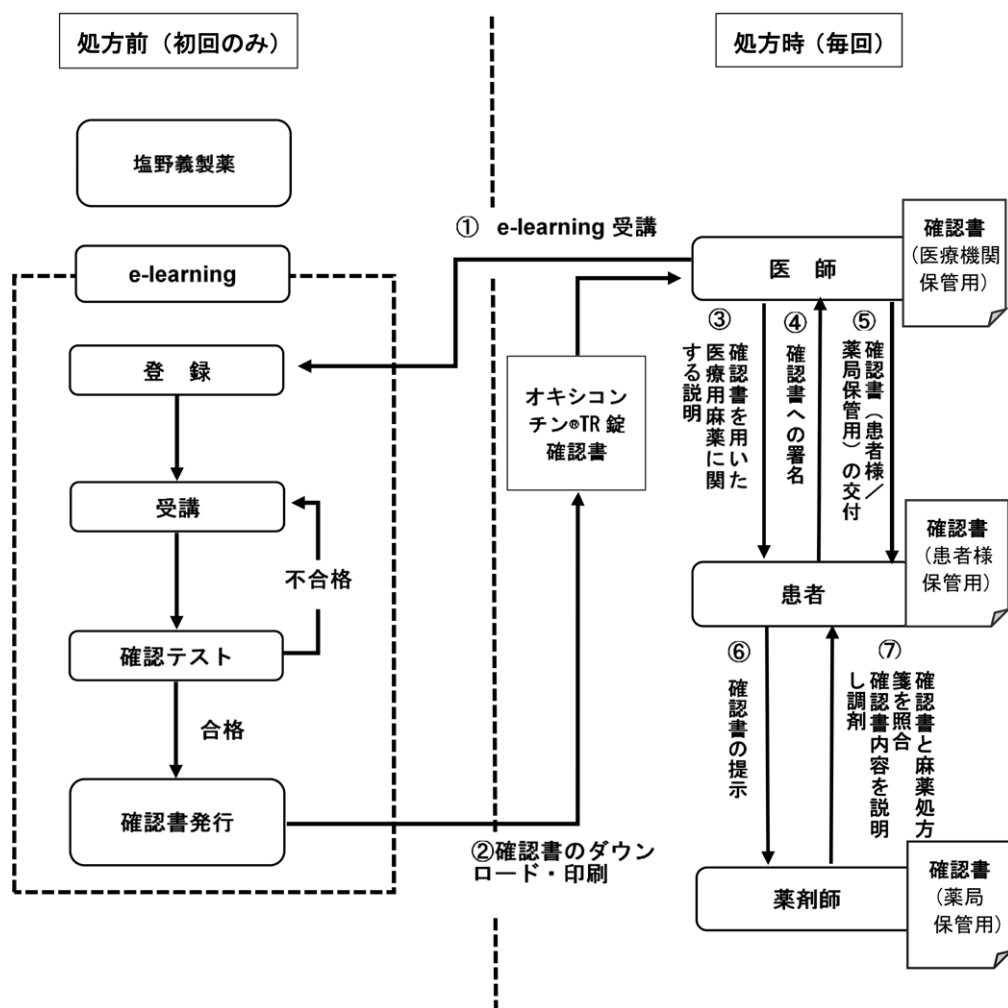
- (4) 本剤を処方する場合は、添付文書の使用上の注意等に十分に留意しつつ、本剤が麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）上の麻薬であることを踏まえ、適正に処方・説明等を行うこと。特に、慢性疼痛については、原因となる器質的病変、心理的・社会的要因及び依存リスクを含めた包括的な診断を行い、学会のガイドライン等の最新の情報を参考に、本剤の投与の適否を慎重に判断すること。
- (5) 慢性疼痛を含む各種疼痛における薬剤の選択については、その適応、製剤学的特徴及び各種ガイドラインを考慮すること。

2 本剤の適正な使用のための管理に関する周知事項について

- (1) 本剤については、上記1(3)の管理がなされること。
- (2) 上記1(3)①の講習の受講を希望する医師については、製造販売業者への問合せ等をお願いしたいこと。

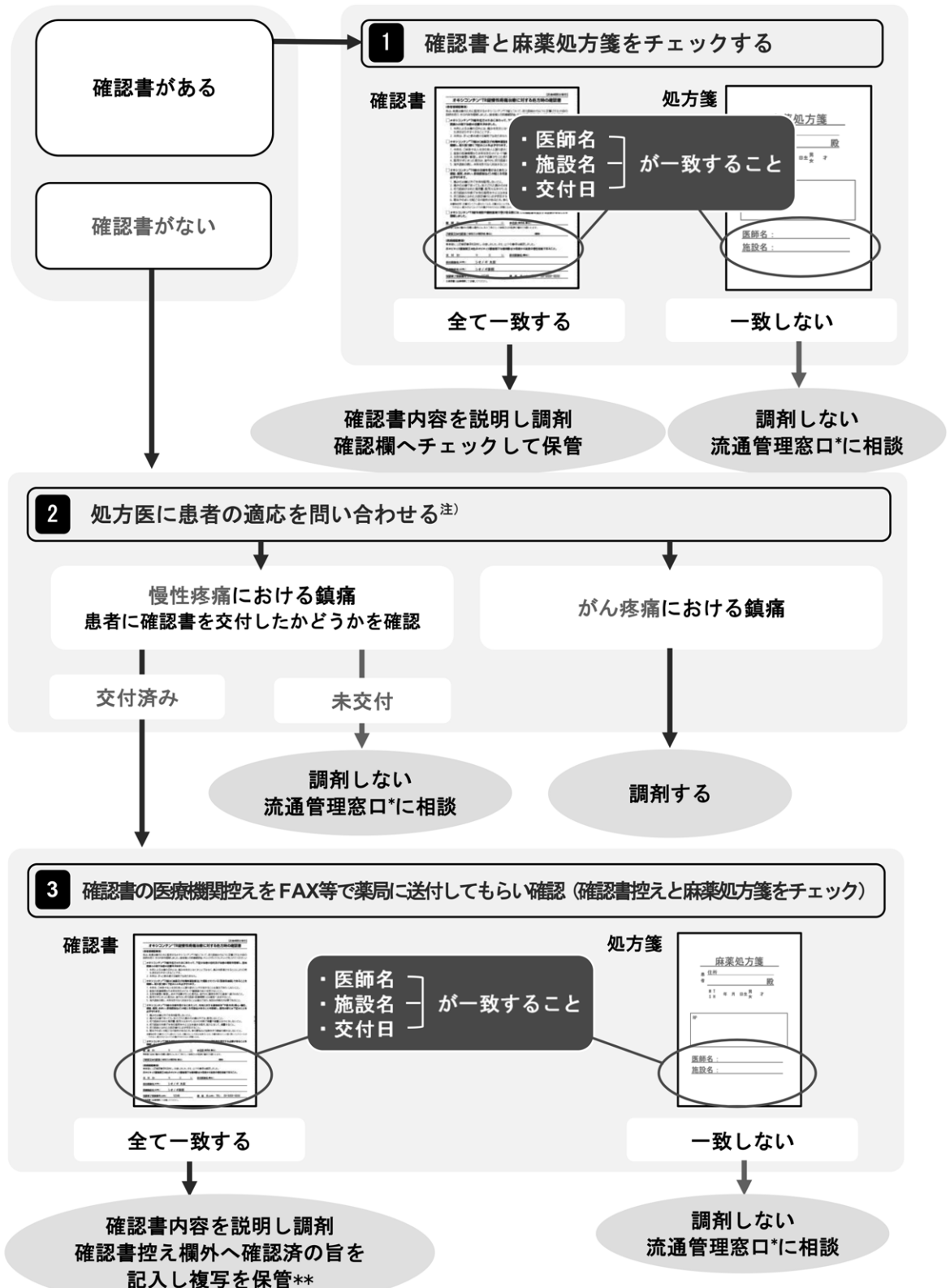
【参考1】

確認書を用いた管理体制の全体図



【参考 2】

調剤までの流れ



* オキシコンチン TR 錠流通管理窓口

** 複写対応ができない場合には、流通管理窓口にご相談ください

注) 確認書がない場合、処方医への問い合わせ対応が原則必要であるが、「疼痛を伴う各種癌における鎮痛に対して、処方箋を交付されている患者」であることが判断できる場合は、処方医への問い合わせをせずに調剤することを可とする。

チサゲンレクルユーセルの最適使用推進ガイドラインの 一部改正について

今般、チサゲンレクルユーセルの用法および用量等の一部変更が承認されたことにともない、当該ガイドラインが改正されましたのでお知らせします。

具体的には、「本品の製造施設への輸送用に医療機関で調整された白血球アフェレーシス産物」および「製造後医療機関で受領した本品」の凍結保存条件について、「液体窒素気相下」に加え、「－120℃以下」が追加されています。

年末・年始の投薬について 「厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬」も 30 日まで投与可能

内服薬および外用薬の投与量については、「長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、1 回 14 日分を限度とされている内服薬または外用薬についても、従来どおり、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1 回 30 日分を限度として投与して差し支えない」とされています。

したがって、年末・年始でも、患者の受診の都合上、やむを得ない場合には、1 回 14 日分を限度とされている「厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬」も 14 日を超えて投与することができますが、レセプトの摘要欄（もしくは院外処方箋）に「年末（年始）投与」との注記が必要です。もちろん、投与日数は必要最小限の範囲にとどめるものとし、最大でも 30 日までとなりますので、ご注意ください。

なお、電子レセプトによる請求の場合は、レセプト電算処理システム用コードを用いることとされていますので、併せてご確認ください。

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔厚生労働省第二共済組合南京都病院所属所〕

保 険 者 番 号	31260193
記 号 番 号	51908271
氏 名	坂 部 浩 一
生 年 月 日	—
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	令 2. 11. 5



保険医療部通信

(第 333 報)

生活保護における医療要否意見書の 記載について

生活保護法では、第 50 条第 1 項の規定により、指定医療機関医療担当規程が定められており、その第 7 条において「指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から生活保護法による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない」と規定されています。

上記規程に基づき、指定医療機関に対して医療要否意見書等の記載が求められることになっていますが、ご承知のとおり、医療要否意見書は、医療扶助の決定に際し重要な判断材料となります。具体的には、主治医の記載した医療要否意見書をもとに、地区医を通じて本会より推薦した保健福祉センターや福祉事務所（以下、福祉事務所等）の嘱託医が認定審査を行います。記載が不十分な場合は嘱託医が判断できず、福祉事務所等より主治医への照会あるいは医療要否意見書自体の再提出を求められ、かえって主治医にとって煩雑になることも予想されます。またこの間、被保護者（患者）の受診が遅れることにもなりかねません。

したがって、医療要否意見書の記載にあたりましては、傷病名・主要症状は当然のこと、具体的な傷病の経過や現在の症状、今後の見通し等を明記する必要がある、また嘱託医の判断が困難と思われる場合は、検査データや治療方針等、医学的見地からの所見も必要（従前からの継続患者分も同様）となりますので、十分ご注意ください（次頁記入例参照）。

なお、「主要症状及び今後の診療見込」欄に全部を記載することができない場合は、別紙で対応することも可能です。その際には、医療要否意見書の該当欄に“別紙に記載する”旨を明記してください。さらに別紙には、医療機関の所在地、名称および担当医師名等を記名・押印の上で、医療要否意見書にホッチキス留めする等、外れないようにしてください（特に別紙の様式に定めはありません）。

また、医療機関からの医療要否意見書の返送が遅れますと、医療券発券前の受診につながることもありますので、返送期日の遵守にご協力ください。

京都市以外の地域につきましても、医療要否意見書の様式は若干異なりますが、ご記載いただく内容は同様ですのでご活用ください。

※「医療要否意見書記入例」に関するお問い合わせ先

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課

TEL 075 - 251 - 1175 FAX 075 - 256 - 4652

枠内の部分のみ記入し、

※印欄は保健福祉センター生活福祉課で記入します。

現在治療中又は経過観察中の傷病名のみを
ご記入ください(例参照)。

が医療の要否を判断するために、非常に重要な部分です。

「症状一進一退。今後も通院加療を要す。」
「×年×日、脳幹部出血発症。四肢麻痺あり。」等。

注)「6箇月180日間」の記載は誤りとなります。この場合、合計「1年間」となり、承認可能期間を超過しているため、認められません。

(あて先)						年		月		日	
指定医療機関の所在地及び名称 指定医療機関の長又は開設者氏名										(印)	
下記のとおり請求します。											
この券による		年		月		日		終 受 診 者 氏 名		(才)	
診療科		初・中		点 (検査名)							
請求額		〃		〃							
合 計		長 係		医 療 担 当 者 長		※担保等負担額		金 額 入 力 欄 記 画		差 引 計	
課 査		長 係		医 療 担 当 者 長		出 品		地区担当員		取 扱 担 当 者	
査		長 係		医 療 担 当 者 長		出 品		地区担当員		ケーヌ番号	

※令和2年4月から変更されています。ご確認ください。

基金からの審査情報の提供について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法および国民健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表および関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

今般、審査の透明性を高め、審査の公平・公正性に期するため、審査上の一般的な取り扱いに係る下記の事例について、情報提供が行われましたので、お知らせします。

なお、下記に示す取り扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性、類似する検査等の併施の有用性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としているため、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

過去の審査情報提供事例については、京都医報付録保険医療部通信（令和 2 年 4 月 1 日号）をご参照ください。

[新 規]

<薬剤>

番号	薬剤	標榜薬効	使用例	審査上認める根拠	留意事項	日 付
340	インスリン デテミル（遺伝子組換え）（糖尿病 1）	その他のホルモン剤（249）	原則として、「インスリン デテミル（遺伝子組換え）【注射液】」を「妊娠糖尿病」に対して投与した場合、当該使用事例を審査上認める。	薬理作用が同様であり、妥当と推定される。	(1) 当該使用例の用法・用量 原則 1 日 1 ～ 2 回、2 ～ 30 単位を皮下注射する。妊娠中はインスリン需要量が変化しやすく、妊娠中期から後期にかけては需要量が増加する。さらに、症例によっても内因性インスリン分泌能やインスリン感受性が異なる。したがって、定期的な採血による血糖検査、日常生活における血糖自己測定などの結果を踏まえて、経時的にインスリン用量を調節する必要がある。 (2) 日本糖尿病学会のガイドライン記載の食事・運動療法等、最新の情報を参考にした上で投与する。	令和 2 年 10 月 26 日

番号	薬剤	標榜薬効	使用例	審査上認める根拠	留意事項	日付
341	インスリン ヒト (遺伝子組換え) (糖尿病 2)	その他のホルモン剤 (249)	原則として, 「インスリン ヒト (遺伝子組換え) 【注射液】」を「妊娠糖尿病」に対して投与した場合, 当該使用事例を審査上認める。	薬理作用が同様であり, 妥当と推定される。	(1) 当該使用例の用法・用量 原則 1 日 3 回毎食前に 2 ～ 30 単位を皮下注射する。妊娠中はインスリン需要量に変化しやすく, 妊娠中期から後期にかけては需要量が増加する。さらに, 症例によっても内因性インスリン分泌能やインスリン感受性が異なる。したがって, 定期的な採血による血糖検査, 日常生活における血糖自己測定などの結果を踏まえて, 経時的にインスリン用量を調節する必要がある。 (2) 日本糖尿病学会のガイドライン記載の食事・運動療法等, 最新の情報を参考にした上で投与する。	令和 2 年 10 月 26 日
342	インスリン リスプロ (遺伝子組換え) (糖尿病 3)	その他のホルモン剤 (249)	原則として, 「インスリン リスプロ (遺伝子組換え) 【注射液】」を「妊娠糖尿病」に対して投与した場合, 当該使用事例を審査上認める。	薬理作用が同様であり, 妥当と推定される。	※番号 341 参照	令和 2 年 10 月 26 日
343	インスリン アスパルト (遺伝子組換え) ② (糖尿病 4)	その他のホルモン剤 (249)	原則として, 「インスリン アスパルト (遺伝子組換え) 【注射液】」を「妊娠糖尿病」に対して投与した場合, 当該使用事例を審査上認める。	薬理作用が同様であり, 妥当と推定される。	※番号 341 参照	令和 2 年 10 月 26 日

番号	薬剤	標榜薬効	使用例	審査上認める根拠	留意事項	日 付
344	リネゾリド（結核病 3）	合成抗菌剤（624）	原則として、「リネゾリド【内服薬】」を「多剤耐性結核」に対して処方した場合、当該使用事例を審査上認める。	薬理作用が同様であり、妥当と推定される。	(1) 当該使用例の用法・用量 通常、成人にはリネゾリドとして 600mg を 1 日 1 回経口投与する。 通常、12 歳以上の小児にはリネゾリドとして 1 回 10mg/kg を 1 日 1 回経口投与する。 通常、12 歳未満の小児にはリネゾリドとして次のとおり 1 日 1 回経口投与する。 体重 5 から 9 kg : 15mg/kg 体重 10 から 23kg : 12mg/kg 体重 23kg を超える場合 : 10mg/kg ただし、1 日量として 600mg（副作用が発現した場合は 300mg）を上限とする。 (2) 多剤耐性結核患者と診断された患者のみに用い、<u>感受性結核患者には用いるべきではない。</u> <u>多剤耐性結核治療における本剤の重要性に鑑み、感受性結核治療中出现した副作用による中止薬剤の代替え薬としての投与は行わない。</u> (3) 本薬剤を投与する場合は、多剤耐性結核患者に十分な治療経験がある医師による投薬が必要である。 (4) 小児へ投与する場合は、次の点を原則とし、投与時には患者（保護者）に十分な説明を行い、理解を得ておく必要がある。 ア 多剤耐性結核治療の経験がある医師が治療を行うか、頻繁に相談を行いうる医療施設での投与 イ 副作用について熟知し、病状に応じて、適切に採血や神経症状、視神経機能について検査を行うことが可能な医療施設での投与	令和 2 年 10 月 26 日

番号	薬剤	標榜薬効	使用例	審査上認める根拠	留意事項	日 付
					(5) 本剤の使用に当たっては、次の点に留意する。 ア 耐性菌の発現等を防ぐため、単剤投与を行わない。 イ 本剤によるショック、アナフィラキシーの発生を確実に予知できる方法がないので、次の措置をとる。 (ア) 事前に既往歴等について十分な問診を行うこと。なお、抗生物質等によるアレルギー歴は必ず確認する。 (イ) 投与に際しては、必ずショック等に対する救急処置のとれる準備をする。 (ウ) 投与開始から投与終了後まで、患者を安静の状態に保たせ、十分な観察を行うこと。特に、投与開始直後は注意深く観察する。	
345	放射性医薬品基準 ピロリン酸テクネチウム (99mTc) 注射液調製用 (循環器11、神経27、医学放射線2、核医学3、アミロイドーシス1)	放 射 性 医 薬 品 (430)	原則として、「放射性医薬品基準ピロリン酸テクネチウム(99mTc)注射液調製用【注射薬】」を「心シンチグラムによる心疾患の診断」目的で骨シンチグラムと同様の用法により使用した場合、当該使用事例を審査上認める。	薬理作用に基づいており、妥当と推定される。	(1) 心アミロイドーシス、急性心筋梗塞等、心シンチグラムによる診断が有用な症例において使用されるべきであること。 (2) 当該使用例の用法・用量 本品を冷蔵庫から取り出し室温に戻した後、放薬基「過テクネチウム酸ナトリウム(99mTc)注射液」1～9mLを加え良く振り混ぜた後、室温に5分間放置する。 調製されたピロリン酸テクネチウム(99mTc)注射液370～740MBqを被検者に静注し、1～6時間後にシンチレーションカメラを用いて胸部を撮影することにより心シンチグラムを得る。	令和2年 10月26日

地域医療部通信

京都府立医科大学附属病院からのお知らせ
「地域連携の集い」開催のご案内
 — 地域全体が集結する医療のために —

京都府立医科大学附属病院と府医では、患者さんの身近な地域にあって頼りになる「かかりつけ医」と、高度で専門的な医療を提供する大学病院が力を合わせて地域の医療を支えていくために、円滑な連携ができるような取組みを進めております。地域医療機関と大学病院が連携することにより提供できる、レベルの高い包括的なケアの実際をご実感いただきたいと考え、共催により下記のとおり「地域連携のつどい」を開催いたします。

京都府立医科大学附属病院と地域の医療機関の皆さまとの、お互いに「顔の見える関係」を構築してゆくためにも、ご多用中とは存じますが、是非ともご参加いただきますようお願いいたします。
なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、Web にて開催させていただきます。

日 時 令和 2 年 12 月 19 日 (土) 午後 2 時～午後 5 時

形 式 Web 開催 (Zoom ウェビナー)

内 容

(1) 開会挨拶 夜久 均 病院長

(2) 京都府医師会会長挨拶 松井 道宣 会長

(3) 新任教授紹介

リハビリテーション科 三上 靖夫 教授

疼痛・緩和ケア科 天谷 文昌 教授

整形外科 高橋 謙治 教授

(4) シンポジウム

テーマ 「高齢化社会と共に歩む循環器診療」

座長 循環器内科 的場 聖明 教授, 看護部 藤本 早和子 部長

1. 挨拶 循環器内科 的場 聖明 教授

2. 講演 1 経カテーテル大動脈弁治療 (TAVI) 循環器内科 全 完 講師

3. 講演 2 京都心不全ネットワーク 循環器内科 白石 裕一 講師

4. パネルディスカッション

テーマ 「高齢者の循環器における地域包括ケアについて」

紹介元の医師からの話題提供 まつばらクリニック 松原 欣也 院長

心不全・リハビリテーションの話題 林ハートクリニック 林 宏憲 院長

地域連携室看護の立場から 看護部 池部 裕美 看護師

5. 総合討論

(5) 来賓挨拶 京都大学医学部附属病院 宮本 享 病院長

(6) 閉会挨拶 加藤 則人 副病院長

対 象 医療関係者 (どの職種の方でも参加可能です。)

参加費 無料

共 催 京都府立医科大学附属病院 京都府医師会

※日医生涯教育制度：45 呼吸困難 (0.5 単位), 10 チーム医療 (0.5 単位), 12 地域医療 (1 単位)

申込方法は裏面にあります。

ご参加には事前の参加登録が必須です。

事前参加登録

・ウェブによる申し込み

下記にアクセスしてください。

<https://ux.nu/SsZQi> (大文字小文字区別)

もしくは右記 QR コードよりお申し込みください。⇒

事前参加登録



・メールによる申し込み

以下を入力の上、メールにてお申し込みください。

(送信先 : renkei@koto.kpu-m.ac.jp)

表題に「地域連携の集い参加申込」と入力ください

<入力項目>

①メールアドレス ②医療機関名 ③住所 ④職種 ⑤氏名(姓・名)

⑥日医生涯教育講座受講証の送付先住所(医師の方で受講証を希望される場合)

当日の視聴手順

入力されたメールアドレス宛に当日参加用 URL が届きます。

開始時間になりましたらアクセスしてください。(※参加用 URL は renkei@koto.kpu-m.ac.jp より届きます。)

注意事項

- ・一医療機関から複数名参加される場合であっても申し込みは一人ずつをお願いします。
- ・参加申し込み後、1～3日以内に参加確認メールをお送りします。(土日祝を除く)
※参加確認メールが届かない場合は地域医療連携室までお問い合わせください。
- ・受講確認のため、Zoom 入室時には申し込みと同じ名前(姓・名)で入室してください。
- ・当日までにテスト環境で接続テストを実施いただくことをお勧めしております。

テスト環境 URL <http://zoom.us/test>

テスト環境



申込締め切り

12月17日(木)

お問い合わせ

075-251-5286 (担当: 地域医療連携室 藤本・山本)

京都府立医科大学附属病院からのお知らせ

第 11 回地域連携カンファレンス開催のご案内 (当番診療科：脳神経外科)

京都府立医科大学附属病院では、地域に暮らす人々の健康増進のため、地域の医療機関の皆さまとの連携をさらに強化することを重要な柱としております。そのためには地域の医療機関の皆さまとの「顔の見える関係」が何より重要であると考え、定期的に意見交換会（地域連携カンファレンス）を開催しております。今回は脳神経外科が当番診療科として開催いたします。下記のとおりご案内申し上げますので、ぜひともご参加いただければ幸いです。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、Web にて開催させていただきます。

日 時 令和 2 年 12 月 24 日 (木) 午後 5 時～午後 6 時 10 分

形 式 Web 開催 (Zoom ミーティング)

担当診療科 脳神経外科

内 容

- (1) 脳神経外科診療の概要 橋本 直哉 教授
- (2) 脳血管障害診療の進歩と脳血管内治療が果たす役割
南都 昌孝 学内講師
- (3) 神経外科診療－脊椎脊髄外科手術からニューロモデュレーションまで
梅林 大督 助教

対 象 医療関係者（どの職種の方でも参加可能です。）

参加費 無料

主 催 京都府立医科大学附属病院

後 援 京都府医師会

※日医生涯教育制度：32 意識障害 (0.5 単位), 78 脳血管障害後遺症 (0.5 単位)

申込方法は裏面にあります。

ご参加には事前の参加登録が必須です。

事前参加登録

・ウェブによる申し込み

下記にアクセスしてください。

<https://ux.nu/EfMY8> (大文字小文字区別)

もしくは右記 QR コードよりお申し込みください。⇒

事前参加登録



・メールによる申し込み

以下を入力の上、メールにてお申し込みください。

(送信先: renkei@koto.kpu-m.ac.jp)

表題に「第 11 回地域連携カンファレンス参加申込」と入力ください

<入力項目>

- ①メールアドレス ②医療機関名 ③住所 ④職種 ⑤氏名(姓・名)
⑥日医生涯教育講座受講証の送付先住所(医師で受講証を希望される場合)

当日の視聴手順

入力されたメールアドレス宛に当日参加用 URL が届きます。

開始時間になりましたらアクセスしてください。(※参加用 URL は renkei@koto.kpu-m.ac.jp より届きます。)

注意事項

- ・一医療機関から複数名参加される場合であっても申し込みは一人ずつをお願いします。
- ・参加申し込み後、1～3 日以内に参加確認メールをお送りします。(土日祝を除く)
※参加確認メールが届かない場合は地域医療連携室までお問い合わせください。
- ・当日までにテスト環境で接続テストを実施いただくことをお勧めしております。

テスト環境 URL <http://zoom.us/test>

テスト環境



申込締め切り

12 月 22 日(火)

お問い合わせ

075-251-5286 (担当: 地域医療連携室 藤本・山本)

京都府医師会
在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

認知症対策通信

令和 2 年度かかりつけ医認知症対応力向上研修 (事前収録型 Web 研修会) 開催のご案内

本研修は、国が定める「認知症地域医療支援事業」の一環で、府医が京都府から委託を受けて実施しております。各地域において医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とし、かかりつけ医として必要で適切な認知症診断の知識・技術などの習得に資する内容となっております。是非、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

本研修会は、事前に収録した講演を前半 Part と後半 Part に分けて Web 配信させていただきます。ご都合の良い日程を選択し、それぞれ 1 回ずつ受講してください。どちらかのみの受講も可能ですが、日医かかりつけ医機能研修制度応用研修の単位付与はいたしかねます。お含みおきくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

【前半 Part】

と き ①令和 3 年 1 月 16 日(土) 午後 2 時～午後 3 時 30 分予定
②令和 3 年 1 月 23 日(土) 午後 2 時～午後 3 時 30 分予定
と ころ ※ Web での配信 (Cisco Webex Meetings) となりますのでご注意ください
内 容 「診断と治療」
講 師 北山病院 院長 澤田 親男 氏 (認知症サポート医幹事)
※①②は同じ内容です。

【後半 Part】

と き ①令和 3 年 2 月 13 日(土) 午後 2 時～午後 4 時予定
②令和 3 年 2 月 20 日(土) 午後 2 時～午後 4 時予定
と ころ ※ Web での配信 (Cisco Webex Meetings) となりますのでご注意ください
内 容 「かかりつけ医の役割」, 「連携と制度」
講 師 京都府立医科大学大学院 医学研究科 精神機能病態学 精神医学教室
成 本 迅 氏 (認知症サポート医幹事)
※①②は同じ内容です。

対 象 府医会員、会員医療機関の医師、勤務医、看護師、介護職、福祉職、行政職等

参 加 費 無料 ※ Web 会議システム Cisco Webex Meetings を用います。

修 了 証 Cisco Webex Meetings の入退室管理により前半 Part、後半 Part 両方の出席を確認した医師に、研修修了者情報の提供等を確認するアンケートフォームをメールにて送付させていただき、回答を確認いたしましたら、京都府または京都市から修了証が発行されます

申し込み 申し込み方法はホームページ申込フォームからのみとなります。

問い合わせ 京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター
(TEL : 075 - 354 - 6079 / FAX : 075 - 354 - 6097)
メール zaitaku-j@kyoto.med.or.jp

日医生涯教育カリキュラムコード

【前半 Part】

29. 認知能の障害 (1.5 単位)

※「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の一部、「29. 認知能の障害」に該当します。

【後半 Part】

4. 医師－患者関係とコミュニケーション (0.5 単位)

13. 医療と介護および福祉の連携 (1.5 単位)

日医かかりつけ医機能研修制度

【応用研修】 1 単位

※前半 Part、後半 Part ともに出席確認ができた方のみに付与いたします。

※受講確認のため、1 人 1 台の通信端末 (PC 等) で参加いただく必要がございます。

当日はネット環境が整った場所でご覧くださいますよう、
何卒よろしくお願い申し上げます。

■ 申し込み方法について

本研修会はインターネット配信「Cisco Webex Meetings」を使用して開催いたします。

希望される方には、下記日程にて事前に接続テストを実施いたします。

※申し込み時に事前テストを希望するか、ご入力ください。

- ▶ 接続テスト：1 月 13 日 (水) 午後 1 時～午後 2 時
- 1 月 14 日 (木) 午後 1 時～午後 2 時
- 2 月 10 日 (水) 午後 1 時～午後 2 時
- 2 月 18 日 (木) 午後 1 時～午後 2 時

● ホームページ申込フォーム

右記の QR コードをお持ちのスマートフォンのバーコードリーダーで読み取ると、申込フォームが表示されます。

または、検索エンジンにて「京都 在宅医療」で検索し、当センターホームページからお申し込みできます。



Q 京都 在宅医療

検索

<https://kyoto-zaitaku-med.or.jp/>



お申し込みの受付手続きが完了しましたら、Webex マニュアル等のデータ「zaitaku@kyoto.med.or.jp」よりメールいたします。

また、研修会前日に同メールアドレスより、研修会聴講の URL を送付させていただきます。

迷惑メールの設定をされている方は、「zaitaku@kyoto.med.or.jp」を設定から外していただきますようお願いいたします。

ご不明点がございましたら当センターまで、ご連絡ください。

京都府医師会 在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

TEL : 075 - 354 - 6079

介護保険ニュース

令和 2 年度主治医研修会の開催見送りと 「主治医（かかりつけ医）意見書記載マニュアル」の 送付について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクに鑑み、今年度の主治医研修会は開催を見送ることとなりましたので、お知らせします。

なお、例年は主治医研修会参加者に配布している「主治医（かかりつけ医）意見書記載マニュアル」を近く会員直送で送付しますので、主治医意見書作成の際には是非ご参照ください。

京都府医師会会員の皆様へ ～ぜひ お問い合わせください～

<中途加入も可能です>

医師賠償責任保険制度(100万円保険)

【医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険】

本保険制度は、日本医師会医師賠償責任保険および特約保険の免責金額である100万円部分の補償ならびに施設に関わる賠償責任をカバーする医療施設賠償責任保険が付帯されたもので、日本医師会医師賠償責任保険制度を補完することを目的として発足いたしました。

加入タイプⅠ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である診療所の開設者個人(A1会員)、医師会会員を理事もしくは管理者として診療所を開設する法人
人格権侵害が補償されます。
(※医療施設賠償責任保険のみ)

加入タイプⅡ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である勤務医師(A2会員)、法人病院の管理者である医師個人

※医療施設賠償責任保険は含みません。

年間保険料

加入タイプⅠ…6,980円・加入タイプⅡ…4,010円ですが、

中途加入の場合は保険料が変わりますので代理店にご連絡ください。

※各タイプの補償内容はパンフレットをご覧ください。

※ご加入者数により、保険料の引き上げ等の変更をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

医師賠償責任保険に個人を被保険者としてご加入の場合、刑事弁護士費用担保特約が付帯されます。

このご案内は、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明な点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

【契約者】 一般社団法人 京都府医師会

【取扱代理店】 東京海上日動代理店 有限会社 ケーエムエー（京都府医師会出資会社）

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館内

TEL 075-354-6117 FAX 075-354-6497

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 担当課：京都支店営業課

〒600-8570 京都市下京区四条富小路角

2020年3月1日作成 19-TC07799

京都医報 No.2186

発行日 令和2年12月1日

発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6

TEL 075-354-6101

E-mail kma26@kyoto.med.or.jp

ホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp>

発行人 松井 道宣

編集人 飯田 明男

印刷所 株式会社ティ・プラス



発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東栞尾町6 TEL 075-354-6101

発行人 松井道宣 編集人 飯田明男